

国際法学における「文化」*

——人権条約の研究動向に照らして——

齋藤民徒

概 要

本論文では、国際人権法の近時の研究動向を「文化」という切り口からレビューする。(1)国際法研究において「文化」を語る意義がどこにあるか、(2)国際人権法とりわけ人権条約研究において「文化」を具体的にどのように語りうるか、という2つの課題を軸に近時の諸研究を概観することを通して、国際法学において「文化」概念が持ちうる可能性と問題点とを探究する。具体的には、これまでの国際法学・国際人権法学において、どのように「文化」が捉えられてきたか、従来の研究に批判的検討を加えた上で、「文化としての人権」や「文化としての条約」といった人権条約の重層的構築の様々なレベルに位置づけながら近時の各種研究を整理する。これらの作業を通じて、本論文は、「文化としての国際法」を語りうる方法としての文化概念、すなわち、国際法実践と国際法学を通じた法的世界像の構築を1つの地理的・歴史的な文化的営為として把握しうる再帰的な文化概念を近時の研究動向に見出し、今後の国際法研究に繋げることを試みる。

キーワード

法と文化、文化相対主義、再帰的（自省的）論理、人権条約実践、地図としての法

《ある工場労働者の男は、退社時刻になると、手押し車を押して工場の門を通るのを常としていた。門の看守も、毎夕その男の手押し車をチェックし、それが空であることを確認して彼を通していた。何ヶ月か経って、事実が明らかになった。なんと、その男は手押し車を盗み出していたのである。》
——ロシアの小話¹⁾

《人は自分自身の窓を通してしか、全体を見ることはできな

* 本論文は、レフェリー2名による審査を経て掲載が決定された。なお、本稿の準備段階に、東京大学社会科学研究所の廣渡清吾教授、佐藤岩夫助教授からとりわけ懇切な御指導を頂戴した。ここに記して深く感謝申し上げます。当然、本論文中の一切の不備・誤謬は筆者の責に帰する。

い.)《我々は全体を見ることをめざしていながら、見るものすべて部分でしかなく、しばしば忘れていく。》《人権は、ある特定の文化がそこで暮らす人々にとって正しい人間の秩序を思い描く1つの窓である。しかし、その文化に暮らす人々はその窓を見ることはない。それを見るためには、また別の窓を通して見ている他の文化の助けを必要とする。》——
R・パニツカル

1. はじめに

本論文は、「文化」という切り口から国際人権法を中心とする研究動向をレビューし、若干の論点整理を試みるものである。

私たちは、地球上の文化が多様であることをしばしば実感し、自己と他者、人々の異なる生き方や考え方、感じ方を「文化の違い」として日常的に語っている。国際法学において文化を語ることも中にも、そのような日常的な意味の文化を語ることが含まれている。そこでしばしば見られる構図は、一方に国際法実践・国際法学があり、他方に様々な地域的・文化的文化があって、両者の関係を語るというものである。このような一般的な語り口を支えているのが、言わば、国際法の外側に「文化」を見出す視線だとすれば、少なくとも、もうひとつ、国際法自体に「文化」を見出す視線があるのではないだろうか。そこからは、文化と国際法とが別物として実体化されるのではなく、一定の時代的・地域的性格をまとった国際法実践という文化、あるいは国際法学という文化が語られることになる。

本稿では、この「文化としての国際法」を把握しうる文化概念を近時の研究動向から読み出し、今後の国際法研究に繋げることを試みる。対比的に表現すれば、本稿が「文化」に着目する目的は、あらためて国際法学において日常的な意味で文化を語ることにあるのではなく、国際法学において文化で語ることの意義——すなわち方法としての文化概念——に再検討を加え、現代の国際法学に有意な1つの論理を浮き立たせることにある²⁾。

1) J・L・ピーコック (今福龍太訳)『人類学とは何か』(岩波書店, 1993年) 38頁 (若干語を変更した。続く記述は、「看守の落ち度は、内容をチェックして、容器をチェックし忘れたこと、すなわち全体への目配りを疎かにして一部分だけを狭く見てしまったことにある。看守に感情移入して考えれば、私たちがいかに全体を見渡すことを忘れやすいか、つまりいかに私たちが自分本位の見方に捕えられてしまっているかをこの話は伝えている。)」

2) 「文化を考える」ことと、「文化で考える」ことの対比については、加藤泰『文化の想像力——人類学的理解のしかた』(東海大学出版会, 2001年) 第1章参照。本論文が依拠する文化概念については後述II 2(3)、特に註26に該当する本文を参照。See also, Sen, A., “How Does Culture Matter?”, Rao, V. and Walton, M. (eds.), *Culture and Public Action*, Stanford Univ. Press, 2004, pp. 37-58.

そのため、本稿は、国際人権法の研究動向に対する包括的なレビューではなく、近時の研究から一定の議論を限定的に採り上げて論じるにとどまるものである。構成は以下の通りである。次のⅡでは、まず、これまでの国際法学・国際人権法学において、どのように「文化」が捉えられてきたか、近時の動向を整理した上で、国際法学において「文化で語る」ことの意義を再検討することを試みる。ここで焦点となるのは、国際法学において自己相対化の運動を支え、国際法実践と国際法学を通じた法的世界像の構築を1つの地理的・歴史的な文化的営為として把握しうる対自的な文化概念である。これをふまえ、Ⅲでは、「文化としての人権」や「文化としての条約」といった人権条約の重層的構築の様々なレベルに位置づけながら近時の研究動向を具体的に整理する。Ⅳでは、今後の探究に向け、本稿の軸とした「文化としての国際法」という議論の射程を見定める。

Ⅱ. 折り返す視線——方法としての「文化」——

1. 国際法学における「文化」³⁾

現代の国際法学において、文化が着目されることは必ずしも多くはないように見える。今日の国際法学の体系書の目次や索引項目に、「文化」自体がトピックとして採り上げられることは、ほとんどない。もっとも、このことは、国際法学及び国際法実践が文化と関連してこなかったこと、あるいは、そこで文化が語られてこなかったことを意味するわけではない。むしろ、日常的な意味での文化は、国際法学及び国際法実践の様々な文脈で言及されてきている⁴⁾。

3) 法と文化との関係は、もとより多様であり、以下に本文で試みる整理は、国際法学の動向に即した1つの整理にとどまる。この点、法社会学を中心に、法と文化の関係について一定の研究の蓄積が見られる。その最新状況については、Cotterrell, R., "Law in Culture", *Ratio Juris*, vol. 17 (2004), pp. 1-14 を参照。コットレルは、「法と文化の関係」が様々な形で問題となっている例として、(1)比較法・法移植などにおける法のローカルな文化への依存、(2)法（の支配）による（特定・少数）文化の承認、(3)法の文化に対する指図や構築、(4)文化的抗弁、(5)法と「大衆文化」、(6)文化遺産の保護者としての法などを挙げている。また、このような多様な関係にも現れるように、「文化」が多義的なままに、法と文化の関係について、例えば、一方で法が文化に依存すると言われ、他方で法が文化を支配・統制すると言われたり、一方で法が文化を無視すると言われ、他方で法が文化を促進・保護すると言われたり、一方で法が文化を表現すると言われ、他方で法が文化によって表現されると言われるなど、相矛盾する主張があることも指摘している (*ibid.*, p. 6)。なお、「法文化」（「法意識」）概念を中心とする研究の方向性を整理する中で、法と文化という二項関係を論じるという問題の立て方自体を反省する必要性にも触れるのは、佐藤岩夫「文化と法」金児暁嗣・結城雅樹編『文化行動の社会心理学（シリーズ 21 世紀の社会心理学・第 3 巻）』（北大路書房、2005 年）126-35 頁。

4) 「文化」を正面からテーマとした国際法学上の議論の例として、1999 年の米国国際法学会における特集がある。See, *ASIL Proc.*, vol. 93 (1999), pp. 250-383. 国際法と文化との関係が正面から論じられることがほ

この点について若干の整理を試みるならば、国際法上、文化が言及される最も見やすい例は、文化の交流や保護を目的とする規範の定立や運用など、実定国際法の規整対象として直接に文化が主題となる場合である。そのうち、文化交流については、文化交流協定の類が多数存在しており、日中文化交流協定などの代表的な交流協定のほか、今日では各国大学間の学術教育文化交流協定など、政府間関係とは別個のトランスナショナルな合意も多く見られる⁵⁾。また、文化保護については、文化的権利の保護とともに、しばしば文化財保護という形で議論され、武力紛争時の文化財保護や文化財の不法移転の問題など、一定の議論の蓄積がある⁶⁾。

以上のように法規整の対象として文化が語られる場合において、近年、とりわけ積極的な展開が見られるのは、文化的多様性の保障をめぐる議論である⁷⁾。これには、まず、文化的多様性の保護を掲げる UNESCO の活動のように、国際社会に存在する文化的多様性

とんどないことを指摘しているのは、Riles, A., "Aspiration and Control: International Legal Rhetoric and the Essentialization of Culture", *Harvard Law Review*, vol. 106 (1993), pp. 723-40.

- 5) 逆に、文化交流を積極的に推進するのではなく、文化流入を法規整の対象として抑制・阻止する動きもある。そのような動きの積極的な展開は、本文で次に述べる「多様性」保護の問題と連なる。この点、人権との関わりで「文化主権」を論じる近時の議論として、Bayefsky, A., "Cultural Sovereignty, Relativism, and International Human Rights: New Excuses for Old Strategies", *Ratio Juris*, vol. 9 (1996), pp. 42-59; Trueblood, L. A., "Female Genital Mutilation: A Discussion of International Human Rights Instruments, Cultural Sovereignty and Dominance Theory", *Denver Journal of International Law and Policy*, vol. 28 (2000), pp. 437-68.
- 6) ユネスコを中心に、1972年の世界遺産条約（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）を始め、「無形文化遺産保護条約」や「水中文化遺産保護条約」等、近年に至る動きがある。関連する近時の研究の一例としては、中田達也「深海底区域における水中文化遺産の取り扱いに関する国際法的側面」法学政治学論究 56号（2003年）121-54頁、大塚敬子「水中文化遺産保護の国際法上の意義——欧州審議会における展開を中心に」法学政治学論究 56号（2003年）155-80頁、同「水中文化遺産の国際的保護——国際法協会草案にみる法的枠組みとその意義」法学政治学論究 59号（2003年）69-97頁を参照。また、武力紛争の際の文化財保護については、可見英里子『「武力紛争の際の文化財の保護のための条約（1954年ハーグ条約）」の考察——1999年第二議定書作成の経緯』外務省調査月報 2002年度 3号（2003年）1-34頁、アスワン・ハイ・ダムやパーミヤンの仏像破壊などの代表的な事例の検討を通じ、文化遺産の破壊について論じる近時の研究として、Wangkeo, K., "Monumental Challenges: The Lawfulness of Destroying Cultural Heritage During Peacetime", *Yale Journal of International Law*, vol. 28 (2003), pp. 183-274を参照。文化財の移転をめぐる言説の概略に検討を加えているのは、Merryman, J. H., "The Free International Movement of Cultural Property", *NYU Journal of International Law and Politics*, vol. 31-1 (1998), pp. 1-14, 文化財の不法移転の問題については、河野俊行「文化財の国際的保護と国際取引規制」国際法外交雑誌 91巻 6号（1992年）1-45頁、また国内実施法を含む議論として、河野俊行「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約と我が国における執行」ジュリスト 1250号（2003年）198-207頁。
- 7) See, e.g., *UNDP Human Development Report 2004: Cultural Liberty in Today's Diverse World*, 2004（『人間開発報告書——この多様な世界で文化の自由を』（古今書院，2004年））。生物多様性の保障との類比も含め、近時の議論として、Francioni, F., "Beyond State Sovereignty: the Protection of Cultural Heritage as a Shared Interest of Humanity", *Michigan Journal of International Law*, Vol. 25 (2004), pp. 1209-28, esp. pp. 1221-2.

の保護そのものが法規整の目標とされる場合がある⁸⁾。また、文化的多様性が直接の保護対象ではなく、むしろ調整を要する問題として取り上げられる場合もある。この点については、食品・農水産物の貿易や規制に関する国際ルールと一定の国家や社会の食文化・農文化との摩擦や衝突をめぐる問題を始め、国際経済法や国際環境法を中心に議論の進展がある⁹⁾。

さらに国際法学総体で見れば、国際法秩序の構築や運用の背景として取り上げることが、理論的に文化が言及される最も代表的なあり方である。そこでは、国際社会における文化の多様性や多元性のもと、国際法が受ける影響、その自律性や統一性などが重ねて議論されてきている¹⁰⁾。

2. 人権法研究における「文化」¹¹⁾

人権法においても同様に、実定法規整の対象としても、法を取り巻く背景としても、文化に関する様々な議論がある¹²⁾。実定法規整の対象として文化が言及される例としては、

-
- 8) 近時の動きとしては、2001年11月に採択された「文化の多様性に関する世界宣言」(“Universal Declaration on Cultural Diversity”, *ILM*, vol. 41 (2002), pp. 57-62.) がある。なお、UNESCOの文化概念の批判的検討として、Eriksen, T. H., “Between Universalism and Relativism: A Critique of the UNESCO Concept of Culture”, Cowan, J. et al. (eds.), *Culture and Rights: Anthropological Perspectives*, Cambridge Univ. Press, 2001, pp. 127-48.
- 9) 例えば、日本との関わりでは、いわゆる「捕鯨」問題に顕著である。この点、児矢野マリ「捕鯨問題」石野耕也ほか編『国際環境事件案内—事件で学ぶ環境法の現状と課題—』(信山社, 2001年) 80-9頁を参照。国際貿易との関係では、道上尚史・国松麻季「WTOにおける貿易自由化と『非貿易』事項の関係——サービス、環境、文化を素材に(下)」貿易と関税 46巻4号(1998年) 136-43頁、須網隆夫「貿易と文化」小寺彰編著『転換期のWTO: 非貿易的関心事項の分析』(東洋経済新報社, 2003年) 229-59頁を参照。
- 10) 安藤勝美「多文化社会と規範の複合性」国際学研究 3号(1988年) 1-16頁参照。See also, Bozeman, A. B., *The Future of Law in a Multicultural World*, Princeton Univ. Press, 1971; McWhinney, E., *United Nations Law Making: Cultural and Ideological Relativism and International Law Making for an Era of Transition*, UNESCO, 1984; Zaphiriou, G. A., “Cultural and Ideological Pluralism and Contemporary Public International Law”, *American Journal of Comparative Law*, vol. 34, Supp. (1986), pp. 341-61; Vereshchetin, V. S. and Danilenko, G., “Cultural and Ideological Pluralism and International Law”, *German Yearbook of International Law*, vol. 29 (1986), pp. 56-67; Joyner, C. and Detling, J., “Bridging the Cultural Chasm: Cultural Relativism and the Future of International Law”, *California Western International Law Journal*, vol. 20 (1990), pp. 275-314; Weeramantry, C. G., “Cultural and Ideological Pluralism in Public International Law”, Ando, N. et al. (eds.), *Liber Amicorum Judge Shigeru Oda*, vol. II, Kluwer Law International, 2002, pp. 1491-520; Mushkat, R., “Culture and International Law: Universalism v. Relativism”, *Singapore Journal of International and Comparative Law*, vol. 6 (2002), pp. 1028-42.
- 11) 本文で指摘した点以外の状況も含め、議論の最新状況については、Steiner, H., and Philip Alston, *International Human Rights in Context: Law, Politics, and Morals*, 2nd ed., Oxford Univ. Press, 2000, Part B (pp. 321-553) に詳しい。
- 12) 人権言説において「文化」概念が援用される様々なあり方を、女性の人権、先住民の権利、アジア的価値

権利保護の対象として文化が据えられる場合が代表的である。実定国際法上、国際人権法の基本的文書である世界人権宣言 27 条に文化的権利が言及され、これに続く国際人権規約においても、文化的権利は経済的・社会的権利と並記されており、さらに近時、少数者・先住民の権利を中心として、文化の多様性保護と重なる問題が提起され、この点をめぐる研究も少なくない¹³⁾。

このような議論とともに、国際人権法を中心に近時最も文化が問題とされてきているのは、国際人権との関係で「文化相対主義」が論じられる場合であり、この点の研究は数多い¹⁴⁾。

論の議論を通して類型化することを試みているのは、Engle, K., “Culture and Human Rights: The Asian Values Debate in Context”, *NYU Journal of International Law & Policy*, vol. 32 (2000), pp. 291-333.

- 13) ウィーン宣言 19 項参照。近時の文化的権利をめぐる議論については、Prott, L., “Cultural Rights as Peoples’ Rights in International Law”, Crawford, J. (ed.), *The Rights of Peoples*, Clarendon Press, 1988, pp. 93-106; Anaya, J., “The Capacity of International Law to Advance Ethnic or Nationality Rights Claims”, Kymlicka, W. (ed.), *The Rights of Minority Cultures*, Oxford Univ. Press, 1995, pp. 321-31; Stavenhagen, R., “Cultural Rights and Universal Human Rights”, Eide, A. et al. (eds.), *Economic, Social and Cultural Rights*, Martinus Nijhof, 1995; Niec, H. (ed.), *Cultural Rights and Wrongs: A Collection of Essays in Commemoration of the 50th Anniversary of the Universal Declaration of Human Rights*, UNESCO Pub., 1998; Xanthaki, A., “Indigenous Cultural Rights in International Law”, *European Journal of Law Reform*, vol. 2-3 (2000), pp. 343-67; 松井一博「ラムサール条約が人権条約に与える影響——先住民の文化の保全を中心に」国際公共政策研究 8 巻 (2004 年) 67-83 頁を参照。関連する近時の国内法研究の一例として、高作正博「多文化主義の権利論——『文化享有権』の可能性——」上智法学論集 42 巻 1 号 (1998 年) 173-205 頁。
- 14) 論争の総体的な批判的検討について、大沼保昭『人権、国家、文明——普遍主義の人権観から文際の人権観へ——』(筑摩書房, 1998 年)。関連文献は数多いが、近年の研究を中心として一例を挙げれば、Pollis, A. and Schwab, P., *Human Rights: Cultural and Ideological Perspectives*, Praeger, 1979; Tesón, F. R., “International Human Rights and Cultural Relativism”, *Virginia Journal of International Law*, vol. 25 (1985), pp. 869-98; Renteln, A. D., *International Human Rights: Universalism Versus Relativism*, Sage, 1990; An-Naim, A. A., *Human Rights in Cross-Cultural Perspectives: A Quest for Consensus*, Univ. of Pennsylvania Press, 1992; Schmale, W. (ed.), *Human Rights and Cultural Diversity: Europe, Arabic-Islamic World, Africa, China*, Keip Pub., 1993; Bell, L. S. et al. (eds.), *Negotiating Culture and Human Rights*, Columbia Univ. Press, 2001; Eberhard, C., *Droits de l’homme et dialogue interculturel*, Editions des Ecrivains, 2002; Donnelly, J., *Universal Human Rights in Theory and Practice*, 2nd ed., Cornell Univ. Press, 2002; Goodhart, M., “Origins and Universality in the Human Rights Debates: Cultural Essentialism and the Challenge of Globalization”, *Human Rights Quarterly*, vol. 25 (2003), pp. 935-64; Sajó, A. (ed.), *Human Rights with Modesty: The Problem of Universalism*, Martinus Nijhoff, 2004; Almqvist, J., *Human Rights, Culture and the Rule of Law*, Hart Pub., 2005。個別の主題としては、例えば、女性の人権との関係で「文化」が活発に議論されている。See, e.g., Bunting, A., “Theorizing Women’s Cultural Diversity in Feminist International Human Rights Strategies”, *Journal of Law and Society*, vol. 20 (1993), pp. 6-22; Savell, K. L., “Wrestling with Contradictions: Human Rights and Traditional Practices Affecting Women”, *McGill Law Journal*, vol. 41 (1996), pp. 781-817。以上は多数ある研究の一部にすぎず、さらに、文化相対主義については、人類学(文化人類学・法人類学)においても考察が深められてきているが、本稿では関連が深いものを適宜参照するにとどめる。

(1)即自的な文化概念

以上のように、国際法学全体においても、人権法学においても、様々な文化が語られ、文化に関わる研究も存在してきている。このような研究状況の概観から総じて指摘できることは、文化概念が国際法学における方法的概念として自覚的な考察対象とされることがほとんどないことである¹⁵⁾。実際、国際法を取り巻く環境として文化的多様性が論じられる場合であっても、多くは、一般的な実体化された文化観念に依拠して、言わば国際法の外側に「文化」を見出し、その並存や対立を語るにとどまっている¹⁶⁾。そのため、国際法と「文化」との関係が語られる場合にも、一方で、国際法があたかも無色透明・中立であり、他方で、様々な価値の対立や文化の多様性が事実として存在するという構図をとることが少なくない¹⁷⁾。国際人権法においても同様に、人権の相対性をめぐる論争を始め、文化を地域的かつ特殊な考慮要因とし、実体化された個々の諸文化を人権実現の「障害」と捉えたり、あるいは文化的特殊性をどこまで考慮するかといった図式がしばしば用いられている¹⁸⁾。

15) ここでは、とりわけ、人類学が「文化」観念を様々な規定し、問い返してきたような方法論的反省が少なかったことを念頭に置いている（人類学の議論の一端については後掲・註31を参照）。なお、例外的には、国際法学において、批判法学者のホルホーネンが著書の1章（計90頁）を費やし、国際法学における「文化」について総括的な思考を示している（Korhonen, O., *International Law Situated: An Analysis of the Lawyer's Stance towards Culture, History and Community*, Kluwer Law International, 2000, pp. 39-128.（もっとも、具体的なものを離れた思考を回避するスタイルにも由来しているものと思われるが、その主な議論（60-110頁）は、いわゆる「フィンランド問題」に即したもので、ここでは後に本稿で述べる再帰的な概念構成の片鱗は伺えるものの、理論的に定式化するスタイルはとられていない。）人類学の立場から、人類学における方法論的反省もふまえ、知的財産保障を中心としつつ国際法制度、法と文化との関係一般に及ぶ分析を加える近時の研究として、Coombeによるものがある。Coombe, R. J., *The Cultural Life of Intellectual Properties: Authorship, Appropriation and the Law*, Duke Univ. Press, 1998; *id.*, "Critical Cultural Legal Studies", *Yale Journal of Law & the Humanities*, vol. 10 (1998), pp. 463-86; *id.*, "Culture: Anthropology's Old Vice or International Law's New Virtue?", *ASIL Proc.*, *supra* note 4, pp. 261-70.

16) この点、国際法規整の対象として文化交流や文化保護が論じられる場合も同様である。とりわけ、「文化遺産」という形でモノ中心に扱われる場合には、そのような実体視は顕著である。本稿で辿る論理を先取りして言えば、世界遺産などの客体化された「文化」について、客体化し続ける日常性をふまえながらも、これを同時に相対化する論理も必要であろう。文化遺産の生成については、荻野昌弘編『文化遺産の社会学』（新曜社、2002）特に1-25頁を参照。文化財の概念とも重なるが、そもそも、非有体的な知的財産といった概念は、その「客体」を言わば無から作り出す文化的・制度的営為である点に留意すべきである。知的財産をめぐる法／文化的構築については、Coombe, *supra* note 15を参照。

17) 前掲・註10の諸文献を参照。cf. Riles, *supra* note 4. 国際法学において、とりわけ、「東西対立」の語られた冷戦時代においては、国際法を「中立」とし、文化や宗教、イデオロギーの対立を外側に見出す語り口がしばしばとられた。一例として、Weil, P., "Vers une normativité relative en droit international?", *Revue générale de droit international public*, vol. 86 (1982), pp. 5-47. この点の批判的検討として、Falk, R. A., "To What Extent are International Law and International Lawyers Ideologically Neutral?", Cassese, A. & Weiler, J. H. H. (eds.), *Change and Stability in International Law-Making*, Walter de Gruyter, 1988, pp. 137-63.

18) 議論の動向に関して、小坂田裕子「国際人権条約の解釈における文化的特殊性考慮の可能性と限界」国際

(2)条約実践をめぐる法文化多元主義？

このような総体的傾向に対して、近時、バン＝リヴィングストーンによって公刊された多数国間の主要人権条約を素材に文化的多元性を論じる比較的詳細な研究は、文化概念について方法論的な議論を含む貴重な研究である¹⁹⁾。バン＝リヴィングストーンは、条約法及び国際人権法において、法文化の多元性が十分に扱われていないとし、法文化多元主義 (juricultural pluralism) という考察枠組を示した上で、主要な人権諸条約をめぐる留保の実態を素材に実証的に論を進めている。この研究が理論的に注目し得るのは、条約解釈及び留保という具体的問題に即し、従来の国際法学において必ずしも正面から論じられてこなかった法多元主義の展開を試みている点である²⁰⁾。とりわけ、人権条約に対する留保を扱う部分は、統計的に留保要因の相対的割合を明らかにし、国内法——ここでは「国内法文化 (domestic juriculture)」——を理由とする国際人権条約への留保割合が多いことを数量的データをもって具体的に示すなど、留保理由の類型の是非も含め、今後の議論に示唆を与えている²¹⁾。

人権 14 号 (2003 年) 92-8 頁を参照。同様の事情は、人権法の文脈で近時しばしば語られる「評価の余地」理論についても指摘しうる。このように、独自の文化を援用することによって法に対抗する議論は、従来の法学上、多民族国家の国内裁判所実務を中心に、いわゆる「文化的抗弁」として論じられてきている。この点、まとまった近時の研究として Renteln, A. D., *The Cultural Defense*, Oxford Univ. Press, 2004 の他、Golding, M., "The Cultural Defense", *Ratio Juris*, vol. 15-2 (2002), pp. 146-58 を参照。

- 19) Bunn-Livingstone, S. L., *Juricultural Pluralism vis-à-vis Treaty Law: State Practice and Attitudes*, Martinus Nijhoff, 2002. (同書の 1～3 章が理論的枠組の考察, 4 章が条約解釈の議論, 5 章と 6 章が人権条約をめぐる留保に関する議論である。) 同書は、少なくとも筆者の参照した版においては、行の重複が目次及び本文にあり、脚注番号の齟齬も多数見られるなど少なくない形式的な難点を抱えている。もっとも、ジェニングスが同書の序文で言うように、条約法における文化的多元性に対する探究は、国際法学において稀少である (Foreword by Robert Y. Jennings, p. viii)。このような現状に照らす限り、国際法学の今後の考察の出発点を探究するレビューにあたって、条約法という国際法学の一中心分野で文化的多元性の問題に取り組む同書は取り上げるに値する。
- 20) もっとも、同書全体が依拠している「法文化 (juriculture)」概念を中心とした理論的枠組 (その「全体像」の図式化として同書 62-66 頁を参照) は、法多元主義という志向性を持ちながらも、必ずしも十分な理論的吟味を経ていないように思われる。そもそもバン＝リヴィングストーンが鍵概念として提示する「法文化 (juriculture)」は、従来の「法多元主義」も、「法文化」概念も共に理論的難点があることを理由としているようであるが、その論証は、註 23 に述べる法多元主義の強弱の議論を含め、それぞれの議論の一面を (誤解を含めて) 取り出して退けるにとどまっている。とりわけ、国際法学との関係では、批判法学等の諸方法論との対質において、それぞれの戯画的なヴァージョンを一面的に言及するのみで済ませており——とりわけ第三世界法学など一定の蓄積がある筈の批判法学については 1 頁にも満たない (pp. 74-5) ——、先行研究の理論的可能性の検討も不十分である。この点、「法多元主義」の広がりについては、Teubner, G., "The Two Faces of Janus: Rethinking Legal Pluralism", *Cardozo Law Review*, vol. 13 (1992), pp. 1443-62, 「法文化」については、Pennisi, C., "Sociological Uses of the Concept of Legal Culture", Nelken, D. (ed.), *Comparing Legal Cultures*, Dartmouth, 1997, pp. 105-18, 木下毅『比較法文化論』(有斐閣, 1999 年) を参照。比較法社会論の構想の文脈で、比較法の研究動向と合わせて「法文化」概念に批判的検討を加えるのは、広渡清吾「法の比較についての方法論的考察——『比較法社会論』のために——」滝沢正編集代表『比較法学の課題と展望』(信山社, 2002 年) 27-58 頁, 同『法の比較』についての再考——比較法社会論のための覚書——』『社会科学研究』55 巻 5・6 合併号 (2004 年) 273-315 頁。

もっとも、国際法学において文化概念が持ちうる可能性を考える観点からすれば、バン＝リヴィングストンの手法に現われる思考の制約に留意する必要がある²²⁾。そもそも、国際人権条約に関わる文化を主題とし、その多元性を明らかにするために、主要人権条約に対する各国政府の留保の有無と特徴を語るという手法は、文化を地域的かつ特殊な考慮要因として実体化する構図を伴っている。そうすることによって、たしかに、様々な価値の対立や文化の多様性が事実として存在するという命題を一定の形で導き出すことが容易になる²³⁾。しかし、それは、留保実践の対象となる人権条約自体——ひいては国際法実践や国際法学自体——について、意識的であれ、無意識的であれ、文化概念の適用対象から外したまま、あくまでも日常的な意味での「対象としての文化」を一定の区切り方に沿って

- 21) 従来の条約法研究において留保をめぐる研究は少なくないが、その文化的側面については必ずしも十分な探究が行われてきていない。See, e.g., Tyagi, Y., "The Conflict of Law and Policy on Reservations to Human Rights Treaties", *BYbIL*, 2000, pp. 181-258; Ziemele, I. (ed.), *Reservations to Human Rights Treaties and the Vienna Convention Regime: Conflict, Harmony or Reconciliation*, Martinus Nijhoff, 2004. 人権条約をめぐる留保に関する近時の研究動向のレビューとして、鶴田順「人権条約に付された留保をめぐる争いが示唆するもの」社会科学研究 54 巻 5 号 (2003 年) 107-28 頁参照。なお、人権諸条約の制度と運用の概観及び若干の論点提起にとどまるが、文化相対主義との関係を視野に入れる直近の議論として、Tyagi, Y., "Cultural Relativism through Reservations to Human Rights Treaties", 国際法外交雑誌 103 巻 1 号 (2004 年) 32-49 頁がある。
- 22) 留保実践を始めとする国家単位の実行に依拠する限り、国境単位 (代表政府の行動単位) で画一化された図式を描いてしまう可能性が常に残る。人権をめぐる文化の多元性を、諸国の留保実践に着目して国単位で捉え、留保数を分類するという形で論じることは、理論的には、極度に単純化された指標に基づく「現実」把握にとどまる。文化の対立や文化をめぐる闘争は、国境で画された (とされる) 領域内でもシビアであろう。留保制度が国家間関係を中心とする条約法実務においてきわめて重要であることは疑いえないものの、留保において国境単位でカウントされる「国民文化」は、ときの政府代表の意見に表明された支配的文化に偏りがちであり、地球社会における文化の多様性を実証的に把握するという理論的課題にとって、特に人権をめぐる議論において問題性が現れやすい。「国家単位の文化論はとかく独自性論や偏狭な民族主義に陥りやすい」ことを指摘するのは、大沼・前掲書 (註 14) 29-30 頁。文化単位の相対主義は国家単位の文化の実体化を前提とするのではないかと指摘するのは、西川長夫「国家イデオロギーとしての文明と文化」同『地球時代の民族＝文化理論』(新曜社, 1995 年)。
- 23) もっとも、バン＝リヴィングストーンが実証的に証明したと主張する「強い法多元主義」のテーゼが妥当であるかどうかは別問題である。バン＝リヴィングストーンは、従来、法社会学・法人類学において議論されてきた「強い法多元主義」と「弱い法多元主義」という概念的区別を導入した上で、この区別を用いて実証すべき命題を表現し、同書の議論をもって「強い法多元主義」の存在をも証明したという結論を導いている (Bunn-Livingstone, *supra* note 19, ch. 7, esp. pp. 305-10.) しかしながら、同書において国際法制度 (人権条約制度) に並列しうるような法制度が描かれているわけではない (cf. Teubner, G. (ed.), *Global Law without a State*, Dartmouth, 1997). 人権諸条約の留保制度が、国家を当事国として、条約法制度の枠内で国家単位の (文化の) 多様性を考慮しうるというのであれば、むしろ「弱い」多元主義にとどまるのではないだろうか。しかも、具体的な実証において、バン＝リヴィングストーンは、鍵概念として提示する「法文化 (juriculture)」を国家単位の国内法制度とほぼ同義に用いるなど、文化の多様性を国家単位で提示するにとどまっている。そもそも、国際社会の文脈であれば、国境を相対化し、「国民文化」図式を相対化する方向こそ「強い理論」の含意した国家中心主義の相対化に類する態度ではないだろうか。See, Griffiths, A., "Customary Law in a Transnational World: Legal Pluralism Revisited" (presentation text for Conference on Customary Law in Polynesia, 2004/10/12, available at <http://www.lianz.waikato.ac.nz>.)

——ここでは国家単位で——語るにとどまるものである²⁴⁾。

バン＝リヴィングストンの議論は、条約法——国家間関係を規整する条約実践——における国家単位の思考という国際法学の従来前提を共有しながら、新たに「法文化」の多元性という知見を独自の理論的枠組を通して明示的に国際法学に導入しようとする「内在的批判」の試みとして、その意義は決して低いものではない。しかしながら、国際法学における方法としての文化概念の理論的意義を十分に汲むためには、別の可能性を検討しておく必要がある。

(3)対自的な文化概念

ここで、議論の見通しを良くするために、国際法学における方法的概念として文化概念を意識的に捉え返すならば、文化概念の用いられ方によって、自己の認識図式を前提とする即自的な用法と、自己の認識図式へと向かう対自的な用法とを区別できる。

前者の極には、認識対象としての文化を実体化し、固定化する論理がある。国際法学に即して言えば、国際法との関係で日常的な意味の文化を語る営為の多くはこれにあたる。人権と文化をめぐる「普遍対特殊」という対立軸、とりわけ人権実現に対する「抵抗」や「障害」として文化を把握する図式にもまた、このような論理が働いている。

これに対して、後者の極には、文化を「自省」として事象化し、流動化する再帰的な論理がある²⁵⁾。これは、言わば、世界に対する色眼鏡として日常的な文化像に即自的に依拠

24) もちろん、分類の有意性は目的に相対的であって、方法的に国民文化を単位とする議論が便宜的である場合もある。顕著な例としては、国際企業が進出先の地域の市場選好や労働力確保といった極めて実務的な問題関心から「文化」の多様性のマネジメントにアプローチする際に、学問的な正確さや慎重さよりも、オペレイショナルな指針の提示を重視し、理論的にはアイデンティティ等の重層性を認識しながらも、あえて国民文化（国民性）といった国家単位での類型化（ときにはステレオタイプ化）された有意な違いを「実証」し、実際の対処法を探る場合などがある。その意味でのすぐれた研究の一例として、Hofstede, G., *Cultures and Organizations: Software of The Mind*, Mc-Graw Hill, 1991（岩井紀子他訳『多文化世界』（有斐閣、1995年））（「文化の重層性」を指摘し、また、国内における「地域・宗教・性・世代・階級」による文化の差に言及しながらも、データ収集の容易性や国家間協力の促進という実際の理由から国家単位でデータを集計する方法を意識的に選択している。）

25) 再帰性（reflexivity）の簡明な定義として「人間が自分たち自身の主観的体験と自分たち自身との間に距離をおき、離れたところから論評を加える能力」とし、「集団のメンバーが新しいやり方で自分自身の現実を見ようと努め」、自分たちが「通常話していること自体について語ることを可能とする言葉——言語的なものであれ、非言語的なものであれ——を生み出そうと努める」というターナーの説明を引いているのは、J・J・マカルーン「文化的パフォーマンス、文化理論」同編（光延明洋他訳）『世界を映す鏡』（平凡社、1988年）28-9頁。このような再帰的な論理については、社会学において、とりわけ近代＝現代性（modernity）の把握をめぐる方法論上の主要な論点とされている（野村一夫『リフレクション』（文化書房博文社、1994年）等を参照）。もっとも、本文で述べているような方法としての「再帰性」の追求については、その論理的な可能性を疑いうるかもしれない（一例として、田中耕一「再帰性の神話」関西学院大学社会学部紀要93巻（2003年）93-108頁参照）。しかし、ここで必要なのは、論理の無限後進に陥るような根源的懐疑ではなく、ひとつの意匠を自明視あるいは絶対化せずに、他の意匠に依拠して相対化しようと絶えず試

するのではなく、自分がかけている色眼鏡へと折り返し、これを問い返す視線として文化概念を用いる²⁶⁾。国際法学に即して言えば、国際法や国際法学が世界を捉える1つの認識枠組であることを自覚し、そのあり方そのものに文化を見出すということである。これは、国際法学においてあえて文化で語ることの意義を検討して獲得されるひとつの方法的な論理である。

以上の対比に照らし、検討に値する近時の国際法学上の議論として、T・フランクが提示する「法文化」の概念がある²⁷⁾。フランクは、法と文化について考える構図として、「法文化 vs. 文化文化」という図式を提唱する。これは、先のバン＝リヴィングストンの議論において「法文化 (juriculture)」が国家単位の国内法制度とほぼ同義に用いられていたのとは異なり、法一般に一定の文化的特質を見出し、国際法自体にも文化概念を適用しうる構えをとっている²⁸⁾。もっとも、フランクは、実際の議論を進めるにあたって、法の文化(国際法文化)は、法の一貫した普遍化傾向であると断言し、特殊主義としての「文化文化」との対立を強調しつつ、「法文化」に半ば戦略的に居直っている²⁹⁾。このように、法が普遍性を求める文化であり、これに対立する文化的な主張が特殊主義に墮するという図式的な対置は、各「文化」を実体化し、固定化する論理を伴っている。上記の対比に即して言えば、これは対自的な用法というより、即自的な用法である。自己の擁護する「法文化」を通して、異文化にあたる「文化文化」を戯画化する態度にとどまる限り、定義上、これは既に自文化中心主義の一形態である³⁰⁾。

他方、このような「自文化中心主義」に留意した上で、フランク自身の論旨をいったん

みることであり、論理のレベルとして1段上がることにすぎない。See, Pels, D., "Reflexivity: One Step Up", *Theory, Culture and Society*, vol. 17-3 (2000), pp. 1-25.

- 26) 「文化的レンズ」については、Rao and Walton, *supra* note 1, esp. ch. 16 ("Conclusion: Implications of a Cultural Lens for Public Policy and Development Thought") を参照。「文化的なフレーミング」という表現もまた、このようなレンズや色眼鏡といった喩えと同様の事態を議論している。人権に関する議論の一例は、Mednicoff, D. M., "Cultural Framing and Human Rights Movements in Tunisia and Morocco", *International Journal of Human Rights*, vol. 7 (2003), pp. 72-102.
- 27) Franck, T. M., "The Legal Culture and the Culture Culture", *ASIL Proc.*, *supra* note 4, pp. 271-8.
- 28) 先のバン＝リヴィングストンの議論にも「国際法文化 (international juriculture)」という用語が見られなわけではないが (See, e.g., Bunn-Livingstone, *supra* note 19, p. 296), これは各国の「国内法文化 (domestic juriculture)」との対比において、特殊に対する全体という位置づけにとどまっている。
- 29) 規範的普遍性と規範的平等とにコミットする国際法文化という表現をとるのは、Franck, *supra* note 27, p. 271. この議論の構図は、いわゆる「文化的抗弁」の議論とほぼ共通するものである。前掲註 18 を参照。
- 30) ここで自文化中心主義とは、「意図的ではなくとも、しらすしらすのうちに、気がついてみると自分の文化的フィルターを通して異文化を見てしまうこと」を指している。これが「もっとも広く、またもっとも深く用い」た場合の意味であるとするのは、吉岡正徳『反・ポストコロニアル人類学』(風響社、2005年) 4頁。あるいは、これも「法的民族中心主義」というべきかもしれない。cf., Demleitner, N. V., "Combating Legal Ethnocentrism: Comparative Law Sets Boundaries", *Arizona State L.J.*, vol. 31 (1999), pp. 737-62. (法制度の自己反省の機会を比較法的手法に求める。)

離れて、「法文化」と「文化文化」を対置し、双方に等しく文化概念を適用する構えの可能性を追究することもできる。そもそも、文化を法の外側に見出すのみならず、法自体にも見出すことには、法の自己相対化の可能性が潜在している。法の側から、これに沿わない慣習や価値観が異文化とされるのみならず、逆に、法に反発する異文化には、いかに支配的で力を持っていようとも、法自体が1つの異文化として映る。その自己に向かう異文化からの視線をあらためて法の側が再帰的に取り込むことは、当の法文化にとって自文化中心主義を自ら相対化する手がかりとなる³¹⁾。国際法学における対自的な文化概念の方法的意義もまた、このような自己相対化の運動を支え、国際法実践と国際法学を通じた法的世界像の構築自体をひとつの地理的・歴史的な文化的営為として把握する視野をもたらすことにある³²⁾。

この点で参考になる近時の研究として、国際法学において「文明」概念に着目し、国家間関係に関心を集中させる「国際的視点」に対して「文際的視点」を提唱する大沼保昭の一連の議論がある³³⁾。大沼の議論は多岐にわたっており、総体として様々な論点の絡み合

31) ここで展開している論理を一言でまとめれば、自文化中心主義批判を軸とする文化相対主義である。そのような相対的な論理については、人類学に積み重ねがある。きわめて多数にのぼる人類学上の議論のうち、「自文化中心主義」の否定という意味で文化相対主義の核心を明らかにする例として、浜本満「文化相対主義の代価」理想627号(1985年)105-121頁、同「差異のとらえかた——相対主義と普遍主義——」青木保他編集『思想化される周辺世界(講座文化人類学・第12巻)』(岩波書店、1996年)68-96頁。このような論理の平易な表現として「自文化中心に他文化を裁断することを戒めるため、自文化をつねに相対化して考える」とするのは、岡真理『『文化が違う』とは何を意味するのか?』大航海38号(2001年)83頁。また別の表現をとるならば、ここで追求している課題は、社会学や人類学に言う「脱親和化」と同種の論理を国際法学にもたらすことでもある。この点、法社会学との関わりで「ある社会、およびその中の行為者を、外部から、異化しつつ観察すること。社会的行為を見る日常的な視点との意識的な断絶」という表現をとるのは、H・ロットロイトナー(越智啓三訳/六本佳平監修)『現代ドイツ法社会学入門』(不二出版、1995年)38頁。

32) 文化人類学者のギアーツが「ローカルな知」として強調するように、そもそも法が、人々が世界を区切るひとつの見方あるいは語り方であるとすれば、国際法学には、国際法の内外にわたる人々の世界の見方や語り方を考察することも含まれる。クリフォード・ギアーツ(梶原景昭他訳)『ローカル・ノレッジ』(岩波書店、1999年)第8章(「ローカル・ノレッジ——比較論的視点からの事実と法」)参照。(法を「真なるものを想定するうえでの多様な方法の1つ」とし、科学や宗教やイデオロギーや芸術などと同じく、世界のあり方に関する1つの見方と捉え、一定の土地や社会と結びついた知としての多元性を指摘する。)

法学者のカーンもまた、このような視角から法の研究を示唆し、人類学等の知見もふまえながら、法を文化的営為——アクター達による法的意味に満ちた世界の構築(そして同時的な他の構想の排斥)——として提示している。See, Kahn, P. W., *Cultural Study of Law*, esp. pp.108-11(「進歩の神話」に囚われる国際法における支配的観念について論じる)。

33) 大沼・前掲書(註14)の他、同「文際的人権を目指して」渡邊昭夫編『アジアの人権』(日本国際問題研究所、1997年)272-95頁、Onuma, Y., "Towards an Intercivilizational Approach to Human Rights", Bauer, J. & Bell, D. (eds.), *The East Asian Challenge for Human Rights*, Cambridge Univ. Press, 1999; 同「国際法における文際的視点」日本国際連合学会編『国際社会の新たな脅威と国連(国連研究第4号)』(国際書院、2003年)11-37頁、同「国際法史再構成の試み——文際的視点から見た眺め」比較法史研究第9号(2001年)45-59頁など。

う批判的営為であるが、核心にある「文明」概念——とりわけ「文際的視点」——の導入は、地球的問題の構築や対処において支配的な暗黙あるいは自明の前提を1つの「特殊」として相対化する視点の転換を導くことに主な働きがあるように見える³⁴⁾。その核心は、大沼自身の「文際的視点」の提唱を自ら否定するかのような次の記述にも見出させる³⁵⁾。

ここで重要な問題は、国際的視点の問題性を是正してその限界を補う認識の枠組みとして「文化」を用いるか「文明」を用いるか、ひいては「文化横断的」視点を用いるか「文際的」視点を用いるか、ではない。いずれの概念、認識枠組みを用いるにせよ、重要な点は、……（中略）……、われわれが共有する無意識の前提からわれわれが解放され、それを疑ってみることができるようになることである。

「文化」や「文明」など様々な意匠をとる概念の絶対化を回避しながら大沼自身が強調点を付す記述から読み取りうるのは、これらの概念に依拠した再帰的な運動過程そのものである。実際、大沼の「文際的視点」をめぐる議論の焦点は、しばしば、様々な主張や行動における「文際的正統性」あるいは「地球的妥当性」におかれている³⁶⁾。これは、「欧

34) 大沼が「文化」概念と重なりを認めつつも、方法的に「文明」概念を意識的に選択しているという点からも、大沼の議論は、国際法学における文化概念を方法的に捉え直すために検討する価値があろう。あくまでも相対的な問題ではあるが、「文明」概念の豊かさは、その具体的対象の豊かさと相即して未知数である。例えば、大沼・前掲書（註14）31頁は、「文明」による国家行動の説明について一定の有用性を示唆しているが、軍事力や経済力に特化する議論に対する修正としては意義があるとしても、外交行動の説明要因として「文明」がどこまで有効かは、なお判断としない。この問題については、事実、国際政治学・国際関係論において、近時の動向としては、「アイデンティティ」への注目も含め、様々な議論が続けられてきている（See, e.g., Lapid, Y. & Kratochwil, F. (eds.), *The Return of Culture and Identity in IR Theory*, Lynne Rienner Pub., 1996）。もっとも、積極的な分析概念としての射程とは別個に、既にバン＝リヴィングストンの議論で検討した「国民文化」図式のように、「文化」が国家に解消されやすい傾向のもとで、その境界を流動化させる対抗言説として「文明」概念の有用性が高いことは確かであろう。しかし、いずれにしても、「文明」が1次理論（自己表象の道具）の問題か、それとも2次理論＝観察者の名付けの問題か、という点の明確化は必要であろう。現代世界の民衆のレベルにおいて、あるいは、民衆を代弁する論者において、拠り所（アイデンティティ）が求められるとすれば、それは「文明」ではなく「文化」として表象されることが通例ではないだろうか。この点、後註87及び註90も参照。

35) 大沼・前掲書（註14）335-6頁（引用文中の強調点は大沼）。

36) この点、大沼の同書（註14）の副題のほか、同書巻末 xvii 頁の項目索引「文際的正統性」の項、特に「さらに高次の地球的正統性を確保するための視点」という表現（30頁）を参照。また、「世界人口の20パーセント以下の先進国国民と80パーセント以上を占める途上国国民」といった表現（同7頁）が繰り返し見られるように、それが代表性の問題であることも明確である。このことは、例えば坂本義和の「もし、世界連邦なり世界議会があつて、現在世界で選挙をしたら、有権者の70パーセント強は途上国の民衆」であり、「20パーセント以下の少数派である先進資本主義国が支配権を握っている」。「こうした少数者支配は、世界の構造が、ひどく非民主主義的であることを端的に示して」いるといった指摘と類比して理解しうる（坂本義和『地球時代の国際政治』（岩波書店、1990年）287-8頁）。なお、一地域における人権の文化的正統性をめぐる問題意識の一例としては、Ibhawoh, B., "Between Culture and Constitution: Evaluating the Cultural Legitimacy of Human Rights in the African State", *Human Rights Quarterly*, vol. 22 (2000), pp. 838-60.

米的なるもの」を始めとして既に普及・浸透しているもの——支配的・優越的地位を占めたもの——が、あらためて正統性を可及的に獲得・保持するための条件を探究する議論であり、その実践的な含意は、支配的なモードの自己修正にある³⁷⁾。ここには、コンティンジェントで、ややもすれば特殊なデザインのひとつでありながら、支配性を獲得し、それゆえに自然化され、無意識化され、無標化されるデザインを対自化し、その自明性を問い直す機会を与える再帰的な論理がある³⁸⁾。

もっとも、これは、国際法学における方法論として、1つの論理を抽象的に再定式化したにすぎない。この論理は、国際法学においてどのように具体化されるのだろうか³⁹⁾。その一端を明らかにするため、ここでは、人権諸条約をめぐる実践を素材に、近時の研究動向のレビューを通して若干の具体化を試みる⁴⁰⁾。この点、現代国際法学で自明視される前提を問い直す営為も含んでおり、論点によっては国際法学よりも国際政治学・国際関係論等の他学に研究の蓄積がある。そこで、次のⅢでは、関連する他学の研究動向にも触れながらレビューを進める。

Ⅲ. 重なり合う実践——課題としての「文化」——

国際人権法とりわけ人権条約研究において、「文化」をどのように具体的に語りうるか。このⅢでは、人権条約実践における文化に焦点を合わせ、研究動向のレビューを行う⁴¹⁾。ここで問題となるのは、人権条約を用いて、人権状況の改善を試みたり、象徴的正統性の調達を試みたりする営為について、どこに「文化」を見出しうるのかということである。

37) 例えば、「文明の複数存在に着目し、支配的文明の過大な影響力を制約するという文際的視点」という表現（大沼・前掲書（註14）31-2頁）や、文際的視点の導入目的に関して、「現在支配的な発想をひとつの歴史的文明——欧米中心主義的で、個人中心主義的な、主権国家の法のメカニズムにより価値の最終的＝強制的実現を担保する近代産業情報文明——として捉え、……相対化すること」に言及する同336-7頁を参照。

38) 記号学における「有徴（有標）marked／無徴（無標）unmarked」の対概念については、池上嘉彦『記号論への招待』（岩波書店、1984年）117-20頁を参照。

39) 大沼自身による含意の展開については、大沼・前掲書（註14）において、本稿の次節で扱うような「ライトトーク」や過度の司法化（国際法学における裁判中心主義も含む）、国家間関係の表象（国家中心主義）等について根底的な批判が加えられている。また国際法学全体への示唆については、大沼・前掲論文（註33）[国際法における文際的視点]を参照。同論文では、人権に加え、安全保障問題、国際法史への展開を素描しながら、「具体的諸課題への具体的適用を通じて理論的に洗練され、深められなければならない」と課題を提起することで議論を終えている。

40) 本稿では現代の国際人権法実践において中心的な位置を占める条約制度を中心にレビューを展開するが、国際人権法上の慣習法の占める地位を否定するものでもなく、また、慣習法について、文化的多元性や本稿で探究した対自的な文化概念に関する議論を展開しうることを否定する趣旨でもない。

41) 以下に言う「条約実践」については、後述・註57を参照。

以下、人権条約実践の構築において「文化」を語りうるレベルの違いに着目しつつ、近時の研究動向を概観する⁴²⁾。

1. 人権という文化

(1) 目標価値としての世界人権基準

人権条約の推進する理想に対して、個別の特殊な文化や伝統が抵抗し、グローバル・スタンダードから逸脱するというように捉える図式は、人権条約について個別文化が問題とされる際、しばしば前提とされてきた⁴³⁾。既に検討したパン＝リヴィングストンの実証的研究のように、文化の多元性を実証するにあたって国家単位で留保を数え上げるという構えにおいても、そこで問われていたのは、人権条約に表象される目標価値としての人権基準に対する同化や逸脱の対象として捉えられる各国単位の文化（法文化）であった。

これに対して、前節で見たような対自的な文化概念によって、「自文化中心主義」を避けるという再帰的なロジックをふまえると、異なった見方ができる。ここからは、まず、促進する人権基準が志向する価値が帯びる一定のバイアスを自ら相対化することが課題となる。この点、文化概念が明示的に用いられているかどうかは別として、関連する研究は少なくない⁴⁴⁾。とりわけ、人権としていかなる価値が表象され、いかなる理解が優勢であるかという点について、内実における自由、平等、民主等の文化的負荷、例えば自由権と社会権との二分的理解やあるいは自由権中心主義といった特徴——見方によってはバイアス——が様々に問い直されてきている⁴⁵⁾。また、国際法総体に目を転じるならば、近代の

42) 以下のレビューの全体構造については、後述「3 人権条約実践の多層的分析へ向けて」(107頁)に示す一覧表を参照。

43) 女性差別撤廃条約をめぐる同様の傾向の指摘として、Merry, S. E., “Constructing a Global Law-Violence against Women and the Human Rights System”, *Law and Social Inquiry*, vol. 28 (2003), p. 959-67, esp. p. 966. とりわけ、個別テーマの人権条約の実現を実践的に課題とする研究には、そのような構図をとるものが少なくない。See, e.g., Douglas, G. and Sebba, L. (eds.), *Children’s Rights and Traditional Values*, Dartmouth, 1998. cf. Harris-Short, S., “International Human Rights Law: Imperialist, Inept and Ineffective? Cultural Relativism and the UN Convention on the Rights of the Child”, *Human Rights Quarterly*, vol. 25 (2003), pp. 130-81.

44) この点は、いわゆる「普遍性」論争(註14所掲文献参照)において主要な論点である。特に、人権をめぐる文化帝国主義の問題とこれに対する対抗戦略については、Santos, B. de S., *Toward a New Legal Common Sense*, 2nd ed., Butterworths, 2002, ch. 3, pp. 257-301.

45) 申恵丰『人権条約上の国家の義務』(日本評論社, 1999年), 大沼・前掲書(註14)特に第4章・第5章を参照。人権の実体的内容としての表現される価値についての競合・対立を議論しているものとして、寺谷広司「国際人権の基礎—国際人権はいかにして可能か」ジュリスト1244号(2003)55-58頁。このような「偏向」への問い直しは、男性中心主義的な傾向を総体的に問い直すフェミニズムの立場からも提起されてきている。近時の議論の例として、Kim, N., “Toward a Feminist Theory of Human Rights: Straddling the Fence between Western Imperialism and Uncritical Absolutism”, *Columbia Human Rights Law Re-*

植民地支配に随伴した「文明の基準」という言説をめぐる批判的検討も関連研究として挙げることができる⁴⁶⁾。この点、近時の展開として、とりわけ冷戦後に「新しい『文明の基準』としての人権」といった表現が一定のリアリティを帯びてきており、その自己相対化が一層重要となっている⁴⁷⁾。

(2) 「人権」という語り口

以上は、人権条約に表現される「人権基準」として、いかなる価値が促進され、強行されるかを問い直すものである⁴⁸⁾。このように人権基準の内容が争われる場合には、しばしば人権という容器自体は共通の前提とされているが、この「人権」というデザイン——とりわけ、生来的な個人の権利として目的価値を表象する仕方——についても、その文化的側面を問題にできる⁴⁹⁾。

実際、「生来的な個人の権利」というデザインについては、「個人」という主体の想定についても、「権利」という客体の想定についても、既に様々な相対化の試みがある⁵⁰⁾。さ

view, vol. 25 (1993), pp. 49-106. 申恵丰「国際法学とジェンダー——国際法におけるフェミニズム・アプローチの問題提起とその射程」世界法年報 22 号 (2002 年) 136-63 頁, 山下泰子・植野妙実子編著『フェミニズム国際法学の構築』(中央大学出版部, 2004 年) を参照。

46) 植民化時代における「布教」言説としての「文明」については、いわゆる「ポストコロニアル」研究の流れを汲んで様々な批判的検討が進められている。See, e.g., Koskenniemi, M., *The Gentle Civilizer of Nations: The Rise and Fall of International Law 1870-1960*, Cambridge Univ. Press, 2002. 国際法学における「文明の基準」の総体的な(歴史的)検討として, Gong, G. W., *The Standard of "Civilization" in International Society*, Oxford Univ. Press, 1984.

47) 人権について、このような表現を(修辭的に)用いているのは, Donnelly, J., "Human rights: a new standard of civilization", *International Affairs*, vol. 74 (1998), p. 1. さらに近時の動向については, See, e.g., Mozaffari, M., "The Transformationalist Perspective and the Rise of a Global Standard of Civilization", *International Relations of the Asia-Pacific*, vol. 1 (2001), pp. 247-64; Bowden, B., "In the Name of Progress and Peace: the 'Standard of Civilization' and the Universalizing Project", *Alternatives*, vol. 29 (2004), pp. 43-68. 主として宗教生活に対する侵害の観点から、国際人権基準が「文化的ジェノサイド」に用いられるのではないかという警鐘を鳴らす議論の例として, Smolin, D. M., "Will International Human Rights Be Used as a Tool of Cultural Genocide? The Interaction of Human Rights Norms, Religion, Culture and Gender", *Journal of Law and Religion*, vol. 12 (1996), pp. 143-71.

48) 国際人権法学における「人権基準」に関する近時の詳細な研究として、滝澤美佐子『国際人権基準の法的性格』(国際書院, 2004 年) を参照。

49) その端的な表現として、「人権も、主権国家や資本主義の世界経済、宗教的・政治的制約から解放された産業技術文明などと並ぶ、そうした1つの歴史的観念・制度として、その功と罪がともに検討されなければならない」とする大沼・前掲書(註14) 26 頁を参照。「人権」イデオロギーの批判を試みる近時の研究の一例として, Makau wa Mutua, "The Ideology of Human Rights", *Virginia Journal of International Law*, vol. 36 (1996), pp. 589-657.

50) この点、いわゆる「普遍性対相対性」論争において、「人権」自体を問い返す言説にも含まれてきた論点である。なお、第三世代の人権(集団的権利)などのように、権利の内容を問い返す試みとして捉えうる場合、既に述べた価値基準をめぐる議論と重なりうる。「人権」観念における個人中心主義を明示的に問い返す試みとして、大沼・前掲書(註14) 特に 211-8 頁を参照。

らに近年、権利という客体の想定について、とりわけ、「権利言説（ライツ・トーク）」に対する反省という形で議論が見られる⁵¹⁾。この点、いささか図式的ながら、人権と文化との関係を扱う編書でマムダニが冒頭に提示する事例が示唆的である。マムダニは、女性が男性に暴力をふるわれた場合に抗議する言葉として、フランスのパリの教室では「権利の侵犯」が語られ、カルトゥームでは「尊厳の侵犯」が語られ、南アフリカの田舎では「ならわしの侵犯」が語られると言う⁵²⁾。この例は、「人権侵害」にあたりうること——無論、「侵害」に該当するかどうかも含む——を、どのように表象し、どのような枠組みで考え、どのように対処するかということに、様々な社会的・文化的な違いが見られることを示している⁵³⁾。そのような問い直しはまた、地域的な人権文書について、歴史的・社会的経緯と並ぶ文化的な刻印を見出す議論としても現われている⁵⁴⁾。

以上を再び人権と文化との関わりとしてまとめれば、ここで対自化されているのは、一

51) See, e.g., Makau wa Mutua, "Hope and Despair for a New South Africa: The Limits of Rights Discourse", *Harvard Human Rights Journal*, vol. 10 (1997), pp. 63-114; Merry, S. E., "Rights Talk and the Experience of Law: Implementing Women's Human Rights to Protection from Violence", *Human Rights Quarterly*, vol. 25 (2003), pp. 343-81.

52) Mamdani, M., "Introduction", *id.* (eds.), *Beyond Rights Talk and Culture Talk: Comparative Essays on the Politics of Rights and Culture*, Palgrave Macmillan, 2000, p. 1. そのような「権利語法」の一例は、とりわけ環境運動が法的に語られていく過程において、動物や自然の権利という形で、「人間の権利」を超えた見立てが行われ、(人為的に)「権利」が拡張されていく過程にも見られる。See, e.g., Nash, R. F., *The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics*, Univ. of Wisconsin Press, 1989 (「人権」との対比も含め、米国社会を対象として自然保護の歴史を概観する)。また、米国の政治「文化」における「権利」に依拠した思考が占める重要な位置について、Lacey, M. J. and Haakonssen, K. (eds.), *A Culture of Rights: The Bill of Rights in Philosophy, Politics and Law 1791 and 1991*, Cambridge Univ. Press, 1991. ここで問題にしているのは、まさにこのような意味で、「権利」が世界政治において占めるに至っている状況を「文化」として把握する視点である。See, Vincent, R. J., "The Idea of Rights in International Ethics", Nardin, T. & Mapel, D. R. (eds.), *Traditions of International Ethics*, Cambridge Univ. Press, 1992, pp. 250-69. See also, Ignatieff, M., *Human Rights as Politics and Idolatry*, Princeton Univ. Press, 2001.

53) See, Cowan et al., *supra* note 8, pp. 11-3. See also, Wilson, R. A., "Representing Human Rights Violations: Social Contexts and Subjectivities", Wilson, R. A. (ed.), *Human Rights, Culture and Context. Anthropological Perspectives*, Pluto Press, 1997, pp. 134-60. 人権侵害をめぐる近時の包括的研究として、Carey, S. and Poe, S. (eds.), *Understanding Human Rights Violations: New Systematic Studies*, Ashgate Pub., 2004. 実際、近時の企業活動に伴う「社会的責任」の議論にも見られるように、権利という形ではなく、「責任」という形で、従来の人権として表象されることのあった価値を推進する手法もある。この点については、国連の「グローバル・コンパクト」など、実践も研究も盛んである。一例として、三浦聡「国連グローバルコンパクト」ジュリスト 1254号(2003年) 106-113頁、大泉敬子「グローバル化の進む世界と国連——『グローバル・コンパクト』の意味を問う——」世界法年報(2004年) 13-45頁、大芝亮「グローバル・ガバナンスと国連: グローバル・コンパクトの場合」国際問題 534号(2004年) 14-27頁、「特集・国際人権法から見たグローバリゼーション」法律時報 77巻1号(2005年) 5-57頁所収の各論稿を参照。

54) 近時の研究の一例として、Makau wa Mutua, "The Banjul Charter and the African Cultural Fingerprint: An Evaluation of the Language of Duties", *Virginia Journal of International Law*, vol. 35 (1995), pp. 339-80.

定の時代や社会において「人権という文化」が流布しているということである⁵⁵⁾。いわゆる「普遍性」論争において非西欧的思考も視野に入れて比較的早期に論争を的確に整理したパニッカルの言葉を借りるならば、人権は「ある特定の文化がそこで暮らす人々にとって正しい人間の秩序を思い描く1つの窓」である⁵⁶⁾。

2. 条約実践という文化

以上のように、人権基準について、人権の「中身」と人権という「容器」、それぞれに文化を語りうる。同様に、人権条約の定立や運用をめぐる諸実践についても、「中身」としての人権のみならず、「容器」としての条約について文化を問題とできるのではないだろうか。国際法学は、国際法実践の一環をなす既存のデザインを自明視する傾向にあり、条約実践自体の再帰的相対化は、人権観念の相対化にもまして、一層困難な課題である。そうであるからこそ、国際法学における対自的な文化概念にとって、この点の相対化が試金石になるとも言える。

(1) 「条約実践」というデザイン

端的に表現すれば、ここでの問題は、条約を通して人権状況を規整しようとする営為に伴う「文化性」である。それは、条約実践をひとつの実践スタイルあるいはデザインとして捉え、その固有のかたちを問い直すことを意味する⁵⁷⁾。国家間関係における条約実践は、

55) 「狭義の人権という文化」との表現をとるのは、樋口陽一「批判的普遍主義の擁護——文化の多元性に対する人権概念」比較法研究 59号(1997年)3-12頁。また、「人権文化」という語は、人権保障を促進する文脈において、国連「人権教育の10年」におけるキーワードとして一般に流布し、日本においても、各地の地方自治体における人権綱領等で語られてきた。See also, Fernandez, A., "From an Idea to a Culture of Human Rights: Human Rights in the 21st Century", *Finnish Yearbook of International Law*, vol. 13 (2002), pp. 35-49. さらに、「人権文化」観念が各地の人権状況の進展を表象する概念として用いられることもある。See, e.g., Dicklitch, S. and Lwanga, D., "The Politics of Being Non-Political: Human Rights Organizations and the Creation of a Positive Human Rights Culture in Uganda", *Human Rights Quarterly*, vol. 25 (2003), pp. 482-509; Gibson, J. L., "Truth, Reconciliation, and the Creation of a Human Rights Culture in South Africa", *Law and Society Review*, vol. 38 (2004), pp. 5-40.

56) Panikkar, R., "Is the Notion of Human Rights a Western Concept?", *Diogenes*, vol. 120 (1982), p. 78. 人類学の展開をふまえ、人権を端的に日常的な文化実践に編みこまれた存在と捉え、具体的なアクターと場面ごとに分析を加えることを提唱しているのは、Preis, A.-B. S., "Human Rights as Cultural Practice: An Anthropological Critique", *Human Rights Quarterly*, vol. 18 (1996), pp. 286-315.

57) 本稿では、「条約実践 (treaty practice)」を広く、その厚みをまさに「文化」として捉え、例えば政治的目的・効果なども含めて考える。「条約実行」は、従来の国際法学上の基本的概念の1つであるが、従来の用法は、法実務上の形式概念として主に条約の締結・加入や留保・脱退自体を指し、関与主体の多様性や行為形態の厚みの多くを捨象する抽象的・技術的概念にとどまる。See, e.g., Aust, A., *Modern Treaty Law and Practice*, Cambridge Univ. Press, 2000. See also, Distefano, G., "La pratique subséquente des Etats parties à un traité", *Annuaire français de droit international*, vol. 40 (1994), pp. 41-71. (条約に

歴史的経緯としても、また日々の実践に内在する前提としても、近代法の「契約」観念に由来する見立てを伴って構築されている⁵⁸⁾。どのように行為すれば、「契約」したとみなされ、「条約」を締結したとみなされるのか。そこでは、格式を重んじる文書への署名行為や口頭での誓約行為、あるいは擬制的な法的意思や同意の存否など、どのような事実がどこまで関連性を持つと考えられているか。一定の行為形式の背後には、そのような作法にのっとって初めて、それが「行われた」と見なされうる関係アクターの暗黙の了解——言わば「お約束」——がある⁵⁹⁾。ひるがえって、これはある種の文化の定義そのものである⁶⁰⁾。

この点、近時の国際政治学・国際関係論における様々な国際制度、規範や倫理道德への関心に伴い、法実践を含む制度的実践を律する「構成的規範」の検討など、様々な議論の展開が見られる⁶¹⁾。特に、条約実践の相対化との関連では、人権価値を含む政策目標実現

関する当事国の実行の規範的な含意について、「適用的実行」「解釈的実行」「変更的実行」「廃止的実行」の4類型を区別する。）

58) 近時の研究として、齋藤民徒「国際社会における『法』観念の多元性」社会科学研究 56 巻 5・6 合併号 (2005 年) 165-96 頁を参照。

59) この点については、法学上、H・L・A・ハートの「2次ルール」の議論が著名である。国際法学において2次ルールの多様性を論じた近時の研究として、Barnhoorn, L. A. and Wellens, K. C. (eds.), *Diversity in Secondary Rules and the Unity of International Law*, Martinus Nijhoff, 1995 を参照。法的推論について、普遍的であるかのように論じられることを問題視し、地域的・文化的な暗黙の前提を問い返すことを試みる法哲学上の議論として、松浦好治「法的推論と法文化」成城法学 48 号 (1995 年) 1-21 頁。

60) 註 32 所掲の議論を参照。国際社会において一定の形式や特徴を備える「法」に権威を認め、とりわけ、その代表的な形式として「条約」に権威を認め重んじるということ、別の言い方をすれば、当該形式をめぐる信仰が流布しているということは、1つの「文化」と言うにふさわしい事態である。このような認識作用をふまえ、国際法学説と世界表象とを関連付けながら、「思考と行動のパターンとしての国際法文化」が、一定のトピック、価値、利益や人物に焦点を合わせ、同時に他のものを闊へと追いやるという表現をとるのは、Koskenniemi, M., "International Law in a Post-Realist Era", *Australian Year Book of International Law*, vol. 16 (1995), p. 18. 国際法制度における正統性認知との関わりで、一定の形式に対する重み付けを「象徴的妥当化」という概念のもとに論じているのは、Franck, T. M., *The Power of Legitimacy Among Nations*, Oxford Univ. Press, 1990. T・フランクの正統性分析に国際法文化の一側面の解明を見込んでいるのは、Berman, N., "The Paradoxes of Legitimacy: Case Studies in International Legal Modernism", *HILJ*, vol. 32 (1991), p. 588.

61) 国際規範をめぐる研究の一例として、See, Kratochwil, F, *Rules, Norms and Decisions*, Cambridge Univ. Press, 1989 を参照。とりわけ国際政治学・国際関係論における近時の構築主義の展開では、文化概念が一定の役割を果たしてきている (See, e.g., Katzenstein, P. J. (ed.), *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics*, Columbia Univ. Press, 1996; Wendt, A., *Social Theory in International Politics*, Cambridge, 1999, esp. ch. 6). この点については、また、国際法と国際政治との関係といった形で、近時、一定程度の学際的な研究の進展も見られる。Byers, M. (ed.), *The Role of Law in International Politics*, Oxford Univ. Press, 2000; 国際法学会 (編)『国際社会の法と政治』(三省堂, 2001 年); Reus-Smit, C., *The Politics of International Law*, Cambridge Univ. Press, 2004. 国際組織をめぐる近時の研究の一例として、篠原初枝「文化としての連盟と国連——20 世紀における国際神話」国際政治 129 号 (2002 年) 107-23 頁を参照。

の観点から、条約実践が政策実現の一手法にとどまるとする知見に着目できる⁶²⁾。実際、地球規模での人権の促進には、条約の定立や運用以外にも、人権外交や人権教育、マスメディアを通じた普及など様々な実践形態がある。法的手段に限っても、「ソフト・ロー」から「ハード・ロー」に至る連続線上に、多様な文書や制度運用のスタイルがある⁶³⁾。とりわけ、この点で近時目立った研究の展開が見られるのは、いわゆる「法制度化」をめぐる議論である⁶⁴⁾。この議論は、論点が多岐にわたり、論じられる分野も様々であるが、その一角には、特に人権について過度の法化を問い直す議論も見られる⁶⁵⁾。また、これらの議論には、そもそも法化で問題とされる「法」にいかなる実践形態が想定されているのか、裁判中心主義を含め、近現代の法実践自体に内在する文化性の問題も含まれている⁶⁶⁾。さらに、近年の学際的研究の展開をふまえつつ、人権条約の定立や援用をめぐる政治によって何が目論まれ、実際に何が達成されているか——あえて言えば、人権条約実践とは一体

62) See, e.g., Abbott, K. W. and Snidal, D., “Transformation: Alternative Pathways to International Legalization”, Benvenisti, E. and Hirsch, M. (eds.), *The Impact of International Law on International Cooperation*, Cambridge Univ. Press, 2004, pp. 50-84.

63) この点に関連して、近時、政策手法としての「ソフト・ロー」を中心に研究の蓄積が見られる。議論全体の動向については、齋藤民徒『「ソフト・ロー」論の系譜』法律時報 77 卷 8 号 (2005 年) 106-13 頁を参照。国家間合意の形式の選択について、例えば、Lipson, C., “Why Are Some International Agreements Informal?”, *International Organization*, vol. 45 (1991), pp. 495-538 を参照。「ソフト・ロー」を国際的な政策手法と位置づける直近の研究として、See, Slaughter, A. M., *A New World Order*, Princeton Univ. Press, 2004, esp. pp. 171-95; Mörth, U. (ed.), *Soft Law in Governance and Regulation*, Edward Elgar Pub., 2004。「国際合意のデザイン」を正面から論点とする直近の研究として、Raustiala, K., “Form and Substance in International Agreements”, *forthcoming* (available at <http://papers.ssrn.com/>).

64) 近時の全般的な傾向については、Goldstein, J. L. et al. (eds.), *Legalization and World Politics*, MIT Press, 2001 のほか、奥脇直也「現代国際法と国際裁判の法機能——国際社会の法制度化と国際法の断片化」法学教室 281 号 (2004 年) 29-37 頁を参照。

65) Helfer, L. R. “Overlegalizing Human Rights: International Relations Theory and the Commonwealth Caribbean Backlash Against Human Rights Regimes”, *The Columbia Law Review*, vol. 102 (2002), pp. 1832-1911 を参照。また、議論の全体的動向として、Meckled-Garcia, S. and Cali, B. (eds.), *The Legalisation of Human Rights: Multidisciplinary Perspectives*, Routledge, 2005 を参照。「法的権利」としてのニュアンスが強まる場合、既に述べた「ライツトーク」批判と連動しうる。そもそも、人権宣言のように、人権を人権としてあからさまに宣言し、教化しようとする試み自体、大切な何かを失ってしまうことにもならないか問い返すのは、Panikkar, *supra* note 56, pp. 88-9.

66) そこでは、国際社会における所謂「レジーム・デザイン」をめぐる、紛争解決や政策実現の制度設計において法実践や対審的司法を重視する態度——文化の一形態としてのリーガリズムや裁判中心主義——の相対化も課題となる。実際、人権裁判所の創設などが「法化」との関わりで言及されることも多く、この点、人権保障制度をめぐる欧米化に対する批判も密接に関連する。大沼・前掲書 (註 14) 特に第 5 章を参照。人権保障体制における司法化をめぐる近時の研究として、小畑郁「ヨーロッパ人権条約実施手続の司法的純化についての一考察」国際法外交雑誌 98 卷 1・2 号 (1999 年) 124-55 頁、栢木めぐみ「国際人権規範の遵守に対する行政的国際コントロールの司法化(1)(2)」一橋法学 2 卷 2 号・3 号 (2003 年) 555-75 頁, 1135-65 頁を参照。国際人権を「法的」に構成する支配的動向に批判的検討を加える直近の議論として、Evans, T., “International Human Rights Law as Power/Knowledge”, *Human Rights Quarterly*, vol. 27 (2005), pp. 1046-68.

いかなる機能を担う文化的実践なのか——という点も問い返されてきている⁶⁷⁾。

もっとも、以上のような相対化は、法実践に関する内的視点を重視する伝統的な国際法学にとって必ずしも容易ではない。従前の国際法学において、条約形式を始めとする様々な法技術は、実践的な修得対象として所与の前提とされ、その技術的な良し悪しが議論されることはあっても、言わば無色透明の道具として捉えられる傾向が強く、あえて「条約」というデザインを文化との関係で把握するということは稀であった⁶⁸⁾。ここでは、「条約実践」というデザインを問い返す営為が、条約法をめぐる内的視点と外的視点の狭間にとり残されている。つまり、条約制度に内在する従来の国際法学にとって文化性の問題が扱いにくい一方で、文化性の問題を正面から取り上げる場合には、あえて条約形式自体を問い返す暇もないほどに具体的な論点や争点に満ちており、「普遍性対相対性」論争などに見られるように、特定の議論に集中しがちである。それゆえに一層、以上のような反省＝再帰性を獲得することは、過度のリーガリズムの相対化を含め、理論的に重要である。

(2)文化としての国際関係——地図としての国際法——

そもそも、定立者にせよ、名宛人にせよ、基本的に国家を単位とする条約実践には国家間関係という見立てが既に含まれているところ、人権諸条約をめぐる実践においても、国

67) これは、世界人権宣言を始めとする様々な人権文書や人権保障メカニズムの政治性や実効性をめぐり、しばしば議論されてきた。この点、あたかもコップに水が半分しかないのか、半分もあるのかといったように、評価する達成水準をどこまで高めるかによって、きれいな事にすぎないのか、あるいは、言質をとっただけでも一歩前進なのか、さらに時間軸を広くとるならば、いわゆる「再帰的拘束性」が働きうるのではないかと、といった様々な評価が可能であるが、ここでは問題点の指摘にとどめる。国際政治との関連について、Dunne, T. & Wheeler, N.J. (eds.), *Human Rights in Global Politics*, Cambridge Univ. Press, 1999; Chandler, D. (ed.), *Rethinking Human Rights: Critical Approaches to International Politics*, Palgrave, 2002, 国際法学において、人権諸条約の象徴的側面について触れる実証研究としては、Hathaway, O. A., "Do Human Rights Treaties Make a Difference?", *Yale L.J.*, vol.111 (2002), pp.1935-2042, 人権条約の実効性の研究をめぐる興味深い論争として、Goodman, R. and Jinks, D., "Measuring the Effects of Human Rights Treaties", *EJIL*, vol.14-1 (2003), pp.171-83, 及び、Hathaway, O. A., "Testing Conventional Wisdom", *EJIL*, vol.14-1 (2003), pp.185-200を参照。その他、国際人権運動についての実効性と欺瞞性をめぐる論争として、例えば、Kennedy, D., "The International Human Rights Movement: Part of the Problem?", *Harvard Human Rights Journal*, vol.15 (2002), pp.101-25, 及び、Charlesworth, H., "Author! Author! A Response to David Kennedy", *Harvard Human Rights Journal*, vol.15 (2002), pp.127-31を参照。

68) 従来の国際法学及び国際人権法学においても、人権条約と留保制度との関わりは、議論が最も盛んになされているトピックの一つである。See, e.g., Klabbers, J., "On Human Rights Treaties, Contractual Conceptions and Reservations", Ziemele, *supra* note 21, pp.149-82. その他、註21掲げの文献も参照。本稿もその実務的な重要性をおよそ疑うものではないが、既にバン＝リヴィングストンの議論で触れたように、留保制度を文化との関わりにおいて問い返す研究は稀であり、人権条約への留保について多文化性の観点から検討したバン＝リヴィングストンにおいても、条約自体の文化性についての問い返しはほとんど見られない。

家間関係というデザインは、多かれ少なかれ前提とされている⁶⁹⁾。このように地球の表面を諸国家に分割し、諸主体・諸共同体の関係を国家間関係として表象し規整する営為において、国際法は、領域／境界構築の一環で作動しながら、同時にそれ自体、領域／境界構築に伴って日々構築されてきた⁷⁰⁾。このような方法的観点は、国際法の作用についても日常的な把握とは異なる視野をひらく。例えば、国境紛争が絶えないような状況、あるいは領域が侵犯されたといった事態に関して、ときに国際法の無力が嘆かれる。たしかに、そのような評価は、国際法の実効性という観点からすれば——もっとも、そこで「実効性」が何を意味するか自体問題であるが——、一面の現実的根拠を持っている。しかしながら、地図としての国際法——世界を一定の形で区切る仕方としての国際法——という観点からは、また違った「現実」が映る⁷¹⁾。そもそも、当事者が境界を争うためには、争いの対象となる境界が必要である。逆説的な表現ではあるが、争っている当事者は、境界を争っていることについて「協力」しなければ、「それ」を争うことすら不可能である。関与するアクターが一定の「境界」を地球の表面に見出し、関与する抗争をまさに「境界紛争」として意味づけ、そのようなものとして行動する際、事態の認知・構成という最も基底的な

69) もっとも、留保制度を始め、国家間関係を基調として人権保障を図るというスタイルをめぐって、その諸前提が様々に問い返されてきている。この点、地球的な諸問題、村落共同体や都市社会など個別の人間集団を越境する諸問題をもっぱら国家間関係というデザインで捉えることの相対化は、既に見た大沼の「国際的／民際的／文際的視点」がまさに試みる場所である（前述・II 2(3)を参照）。その他、「国際統治」(International Governance)における「文化」を議論する一例として、Kennedy, D., "Losing Faith in the Secular: Law, Religion, and the Culture of International Governance", Janis, M. W., and Evans, C. (eds.), *Religion and International Law*, Kluwer, 1999, pp. 309-19 を参照。

70) See, Jackson, R., *The Global Covenant*, Oxford Univ. Press, 2003, esp. ch.12 ("International Boundaries as a Planetary Institution"). 世界を分割する境界・領域の問い直しについても国際法学の内外で一定の議論がなされてきている。See, Newman, D. (ed.), *Boundaries, Territory and Postmodernity*, Frank Cass Pub., 1999; Adler, E., "Imagined (Security) Communities: Cognitive Regions in International Relations", *Millennium*, vol. 26 (1997), pp. 249-77; Michaelsen, S. and Johnson, D. E. (eds.), *Border Theory: The Limits of Cultural Politics*, Univ. of Minnesota Press, 1997; Hurrell, A., "International Law and the Making and Unmaking of Boundaries", Buchanan, A. and Moore, M. (eds.), *States, Nations and Borders: The Ethics of Making Boundaries*, 2003, pp. 275-97. 戦争（世界大戦）の可及的回避という問題意識から、軍事力の統制（「法的コントロール」）を喫緊の課題として掲げ、国際法学に支配的な抽象的な国家間関係像に抗する新たな領域関係像を提唱する試みとして、川副令「『軍事領域関係』の概念が現代国際法学に有する意義に関する一考察——いわゆる『コソヴォ危機』の法的含意とその歴史的位置づけの解明を通して」国家学会雑誌第117巻第1・2号（2004年）183-246頁。各種の境界の構築を直接に政治思想の課題として考察を加える直近の議論として、杉田敦『境界線の政治学』（岩波書店、2005年）。文化との関わりを中心に「地域」概念を問い返す議論として、川田順造「『地域』とは何か—その動態研究への試論」『人類学的認識論のために』（岩波書店、2004年）75-126頁。近代国家単位の地域区分を相対化し、生活実態に即した「世界単位」概念を地域研究の観点から提唱しているのは、高谷好一『新編「世界単位」から世界を見る』（京都大学学術出版会、2001年）。

71) 以下の議論は、国際法の異常事態（=病理）だけに関心を寄せる——ましてや危機を煽る——のではなく、日常（=生理）をも把握すべきであるとの指摘とも呼応する。See, e.g., Charlesworth, H., "International Law: A Discipline of Crisis", *Modern Law Review*, vol. 65 (2002), pp. 377-92.

レベルにおいて、近現代世界の領域・境界を構築する国際法が働き続けている。第三者が一定のアクターの諸行動を「国境をめぐる紛争」として把握する場合も同様である。同じく、領域が侵犯される事態もまた、侵犯される領域がなければ存在しえない。領域侵犯を嘆き、国際法の無力を嘆くその瞬間に、領域・境界を構築する国際法は参照され続け、一定の形態をとった集合表象の（再）生産過程が作動している⁷²⁾。

近代・現代を通して、このように世界表象の基底レベルで働く国際法言説は、仮構された主権国家単位の間際関係を司る法としての建前をとり、国家相互あるいは国家の内外にわたる様々な差異を感知しにくい抽象度の高い構造を保持しながら、「国家」、「領域／管轄」、「条約」といった基礎的な抽象概念——さらには「主権平等」といった独自の関係像——によって、良かれ悪しかれ数々の社会的・事実に差異を捨象し、あるいは誇張した世界像を描いてきている⁷³⁾。このような傾向から距離を置き、一定の区別を実体化・本質化せずに、時と場所に応じた抽象性／具体性を国際法学が選びとっていくことは、国際法が多様な社会的現実との関連性を適切に保持するためにも重要な課題である⁷⁴⁾。その必要性は、現代において、人権法、経済法や環境法といった従来の抽象的な国家単位の枠組で

72) この点について国際法の使用／作用類型としての「参照」概念を通じて把握する試みとして、齋藤民徒「国際法と国際規範」社会科学研究 54 巻 5 号（2003 年）53 頁以下を参照。ここで国際法は、行為を制約する別個のルールというよりも、そのような行為を可能にする同時的なルールである。

73) See, Santos, *supra* note 44, Ch. 8 (“Law: A Map of Misreading”). サントスの卓越した類比によれば、法は言わば地図であって、その縮尺、その投影法（例えば代表的なものだけでも 30 種類ほどある）、その記号表現（用いられるシンボル）、それぞれにおいて取捨選択と強調とを伴い、多かれ少なかれ「現実」の誤読を誘うものである。See also, Balkin, J. M., *Cultural Software: A Theory of Ideology*, Yale Univ. Press, 1998. 一定の社会における固有の世界表象という観点から「地図」を捉える議論の一例として、若林幹夫『地図の想像力』（講談社、1995 年）。法の分類に即して言えば、比較法学を中心とする世界の法圏・法文化の分類図・分布図を描く試みもまた一つの世界像の構築である。従来の欧米中心の法分類を脱却する試みの近時の一例として、社会において占める法の位置に着目し、政治的法の支配、専門的法の支配、伝統的法の支配という三分類を提案するのは、Mattei, U., “Three Patterns of Law: Taxonomy and Change in the World’s Legal Systems”, *American Journal of Comparative Law*, vol. 45 (1997), pp. 5-43.

74) これまでにも、例えば、抽象的な「国家」概念に対し、各国家の差異に基いて、「大国／小国・極小国」、「先進国／途上国（後進国）」、「第一世界／第二世界／第三世界」といったグループ分けやカテゴリー化が一定程度存在してきている。理論的には、抽象的な国家像による一様な世界像を問い直しうるこれら各種の境界についても、いかなる軸を指定する世界像構築の営為であるかが問い直される必要がある。この点、「西欧」と「第三世界」、「中心」と「周縁」、「大都市の」文化と「ローカル」な文化というような概念について、「これらの対概念はいずれも一つの構築概念であって、その外見上のアイデンティティは一つの言説の産物であり、……何らかのイデオロギーに染まっている。したがって私たちは、これらの用語を問題のあるものとみなし、これらの用語およびそれらを実体視する私たちの考え方がどのようにして構築されてきたかを探究すべきである」とするのは、J・ウルフ「グローバルなものと特殊なもの」A・D・キング編（山中弘他訳）『文化とグローバル化』（玉川大学出版部、1999 年）221 頁。第三世界法学との関わりでは、Rajagopal, B., “Locating the Third World in Cultural Geography”, *Third World Legal Studies*, vol. 1 (1998-99), pp. 1-20.

は捉えにくい問題を扱う分野の発展に応じて一層高まっている⁷⁵⁾。

もっとも、このような「文化としての国際関係」は、地球大の諸関係を表象するレベルにおける文化的負荷として、条約実践が構築される基底的位置にあり、それだけ国際法学において自明視されやすい。むしろ、この点については、国際政治学・国際関係論等の他学に理論研究の蓄積がある⁷⁶⁾。その中には、「文化としての国際関係」について、現在の国家間関係という共同体間関係のデザインを人類史的な見地から相対化する方向性を打ち出す議論も見られる⁷⁷⁾。

これらの研究をふまえ、国際法学に即して、「文化としての国際法」をめぐる対自化を進めるとすれば、国家間関係の法という固有のデザインを自覚することの一步先に、どこで、誰によって、いかなる世界像が構築され、維持・再生産されてきたかという点が切実な問いとして現れる⁷⁸⁾。近代国際法においては、国家間関係というデザイン自体、意識

75) この点、従来の研究においては、「開発の国際法」めぐり、とりわけ規範の多重性という形で一定の問い直しが行われてきている。西海真樹「開発の国際法における『規範の多重性』論」世界法年報12号(1992年)2-16頁、安藤・前掲論文(註10)を参照。具体的な動向としては、WTO協定における「特別かつ異なる取扱い」条項のほか、近時、とりわけ環境法における「共通だが差異ある責任」原則に関する議論がある。西海真樹「南北問題と国際立法」国際法外交雑誌95巻6号(1997年)特に21-6頁、Cullet, P., "Differential Treatment in International Law: Towards a New Paradigm of Inter-state Relations", *EJIL*, vol.10 (1999), pp.549-82; Matsui, Y., "Principle of Common but Differentiated Responsibilities", Schrijver, N. and Weiss, F. (eds.), *International Law and Sustainable Development*, Martinus Nijhoff, 2004, pp.73-96.

76) 代表的な研究としては、平野健一郎『国際文化論』(東京大学出版会、2000年)を始め、国際関係論の見地から国際文化論を体系的に展開する平野の一連の著作がある(特に「国際関係の文化性」について同書17-28頁を参照)。その他、国際政治学・国際関係論における近時の研究の一例として、Jahn, B., *The Cultural Construction of International Relations*, Palgrave, 2000、芝崎厚士「国際文化論における二つの文化 方法論的考察」『国際政治』第129号(2002年)44-60頁を参照(前掲の平野の議論もふまえつつ、「文化間関係としての国際関係」と「文化的関係としての国際関係」、さらには「文化としての国際関係」や「文化としての国際関係論」といった対比を提示し、「文化としての国際関係論」を研究する必要性として、研究者が既に抱えている自己の国際関係観、すなわち自己の国際関係に対する認識や見解が、どのような理論もしくはもの見方によって拘束を受けているかを自覚し、相対化する必要性を指摘している)。よりラディカルに文化的実践としての国際関係論(そしてまた、神話としての国際関係論)を論じる直近の試みとして、Weber, C., *International Relations Theory: A Critical Introduction*, 2nd ed., Routledge, 2005, esp. pp.1-11。近年、「構築主義」の観点から文化が論じられることも少なくない(註61参照)、それ以前にも一定の研究の蓄積が存在している。一例として、前述の平野健一郎による同「文化関係としての国際関係」武者小路公秀・巖山道雄(編)『国際学』(東京大学出版会、1976年)173-202頁の他、Northrop, F. S. C., *The Taming of the Nations: A Study of the Cultural Bases of International Policy*, 1952。

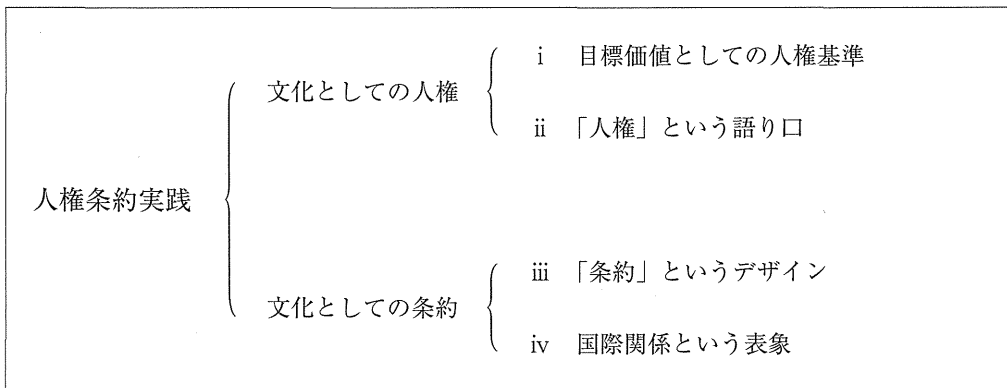
77) 国際法を地球社会における一種の制度と見れば、とりわけ制度的デザインという観点を通じて、その一定の歴史的形式に対する反省を加えやすい。国家システムや主権などと並べて、国際法を国際社会の主要な制度として歴史的なパースペクティブのもとに議論するものとしては、英国学派が著名である。この流れを引く直近の研究として、See, Holsti, K. J., *Taming the Sovereigns: Institutional Change in International Politics*, Cambridge Univ. Press, 2004, esp. Ch. 10。

78) この点、国際法学においても、歴史的な指摘としては、近現代国際法について一定の文化性が繰り返し指摘されてきた。一例として、国際法について、儒教思想などとの対比をもとに「ヨーロッパ近代自然法という法的思考で把握された一つの世界観である」とし、「特殊ヨーロッパ的、かつ特殊近代的世界観であり、

的・無意識的限定を様々に伴ってきており、20世紀初頭でさえ、地球上の大陸の多くの部分とそこに暮らす民衆は、国家間関係の法というデザインの基礎をなす国家間関係——「文明諸国より成る国際社会」——から疎外されていた⁷⁹⁾。このような世界表象を伴った「欧州公法としての国際法」は、現代において、自他区分を伴う欧州固有のローカルな世界表象にもはやとどまることなく、植民地化を経て（そして脱植民地化過程を経ながらも）、地球の表層をほぼ覆いつくすに至っている。以上の議論の含意を現代国際法との関係で一般化して述べれば、これは、世界表象の構築をめぐる文化の非対称性の問題であり、国際法と植民地体制（そしてまた脱植民地化）プロセスとの連携をいかにして対象化し、批判的に継承していくかという問題である⁸⁰⁾。

3. 人権条約実践の多層的分析へ向けて

以上をまとめ、対自的な文化概念に依拠して人権条約実践を分析するポイントを一覧にすれば、「文化としての国際関係」を基底レベルとして、次のように多層的に表現できる。



その前時代とのそれとも、東洋のそれとも別個の特色をもつ」ことを指摘する筒井若水「法文化と世界像」佐伯彰・伊東俊太郎編『比較文化への展望』（研究社、1977）281-2頁を参照。この点、規範的に欧州公法との結びつきを強調した著名な議論としてC・シュミットの議論（*Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum*）が存在するが、これに関する近時の研究として、Koskeniemi, M., “International Law as Political Theology: How to Read Nomos der Erde?”, *Constellations*, vol. 11 (2004), pp. 492-511; Scheuerman, W. E., “International Law as Historical Myth”, *Constellations*, vol. 11 (2004), pp. 537-50を参照。

79) 国際法学と文化との関係を問いつつ、この点を端的に批判するのは、Riles, *supra* note 4. 国際法の文化性（地域性）を強調するC・シュミットについて、この点の欠如を改めて指摘しているのは、Scheuerman, *supra* note 78, p. 543. 歴史的な概観としては、Onuma, Y., “When was the Law of International Society Born?”, *Journal of the History of International Law*, vol. 2 (2000), pp. 1-66を参照。

80) See, Benton, L., *Law and Colonial Cultures: Legal Regimes in World History, 1400-1900*, Cambridge Univ. Press, 2001, esp. pp. 262-3.

人権条約実践は、以上のように整理した各レベルにおいて、それぞれ一定のデザインに依拠した構築を経ることで成立している。それぞれのレベルは、文化概念を通じて自明性を疑う論理が再帰的に適用されるべきことは共通しているが、いずれも相対的に独立した構築のデザインであり、例えば、iの「中身」として保障されるべき価値の自明性の問い直しと、iiiのように条約というデザインを絶対化せずに如何に価値実現を図りうるかといった問題とは、基本的に別個の議論を必要とする⁸¹⁾。また、国際法学にとって、「人権」という価値表現のデザインを問い直すことに比べ、「条約」という実践のスタイル、さらには「国家間関係」という世界の表象の仕方を問い直すことの方が、自明性の高さに比例して、より困難であると同時に、より射程の広い理論的作業となりうる。

このように、それぞれのレベルにおいて「文化」を相対化し、研究にも実践にも再帰的な構造をもたらすことに、本稿で辿ってきた方法としての文化概念の働きがある。このような文化概念の再帰的論理が、本稿でとりあげた人権条約実践にとどまらず、国際法学にいかなる具体的含意を持ちうるか、今後の研究のひとつの焦点となる。

IV. おわりに

国際法学にとって、実体化・本質化された分布図として文化を語ること、ましてや、一定の文化をことさら強調することに躊躇があることは事実であり、その躊躇に理由がないわけではない⁸²⁾。「文明の衝突」を喧伝する言説はもちろん、他文化や他文明への脅威や

81) このような形でレベルを区別することは、「文化」という観点から人権条約実践の相対化を試みる主要なポイントを整理する1つの表現にすぎない。特に、各レベルは相互に密接に関係しており、必ずしも排他的なものではない。例えば、註65で触れたように、人権をめぐる法制度化という場面では、「人権」という語法の一定の形態と、「条約」という形式に対する一定の重視のあり方が、ともに「リーガリズム」と表現されうる同じ「文化」的態度と言えることもあろう。また、権利言説についての批判は近時盛んと言えるが(前掲・註51, 52参照)、それが「ライツトーク」として反省されるのか、「リーガリズム」として反省されるのかという「反省のデザイン」についても改めて「文化」を問い直しうる。この点、後述・註92に該当する本文を参照。

82) 国際法学における文化概念に対する「抵抗」については、別途検討を要する。日本に関して言えば、一時期の国際法学の趨勢に対する反動とも関わり、法秩序の多元性の議論に繋がりを文化の特殊性への論及には固有の警戒が見られる。その事情の一端を明らかにする近時の研究として、波多野澄雄『『国家平等論』を超えて—『大東亜共栄圏』の国際法秩序をめぐる葛藤』浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』(信山社, 2004年) 295-326頁、松井芳郎「グローバル化する世界における『普遍』と『地域』——『大東亜共栄圏』論における普遍主義批判の批判的検討——」国際法外交雑誌102巻4号(2004年) 1-22頁を参照。とすれば、本稿で述べてきた国際法学の自己相対化は、日本の国際法学にとって、負の遺産としての欧州帝国主義国際法学のみならず、大東亜帝国国際法学の相対化という二重の意味を持つことになる。日本の法社会学の展開に即して、帝国主義・植民地化と法研究との密接な関係について、「法をめぐる言説が特定の世界観に基づき文化的他者に規律を課し統制化していく力への批判的考察」を試みる近時の研究とし

反発を日常的に実感する語りであっても、そもそも文化概念を用いる言説は、それ自体の政治性を避けることができない⁸³⁾。文化概念自体もまた、世界を区切る1つの仕方である。欧州文明の到達点として賛美するにせよ、欧州の植民地支配に抵抗する拠点として称揚するにせよ、国際法学において文化に着目することには、その魅力とともに、言わば「文化中心主義」の危険が常に伴いうる⁸⁴⁾。本稿で見出してきた文化概念にもまた、このような危険はあてはまるのではないか。ここで問題を明確にするために、同じく一定の事実的差異に着目する概念として、いわゆる「人種」概念と対比してみる。19世紀に西欧の科学主義と結びついて様々な実践的帰結をもたらす一環にあった「人種」概念は、20世紀末に至って、それが社会的に構築された恣意的な区分であることがあらためて説かれるに至っている⁸⁵⁾。もちろん、実感として、地球上に暮らす人々の事実的な暮らし方の違いや肌の色の違いや考え方の違いがあることを必ずしも疑うものではない。しかし、問題は、いかなる差異に着目し、どのように区分するか、そして、その区分を誰がどこでいかに用いるのかということである。一方で、もはや「人種」は、規範的には多くの場合に忌避・回避される「差異」であり、「括り方」である⁸⁶⁾。しかし、同様に人間集団を一定の特徴で括ろうとする「文化」や「文明」は、そうではないのだろうか。かたや「階級」はどうか。「民族」はどうか。国際法学において、あえて「文化」や「文明」を語ることに、どのような意義があり、どのような危険があるのか。最後に、今後の研究に向けて、先に検討した大沼の議論を通して若干の考察を加えておく。

既に見たように、実際の視点の提唱を通じて文明への着目を説く大沼は、表見的普遍性をもつ欧米の観念、理論、信条体系の地球的規模の妥当性を疑い、それを相対化するための手がかりを「文明」に求めるといふ。その欧米中心主義批判の構えからすれば、これは「中心／周縁」図式を前提とする対抗思想であって、そもそも「欧米的なるもの」に対抗

て、久保秀雄「近代法のフロンティアにおける『文化的他者』についての知（一）（二）——ポストコロニアル批判の法社会学」法学論叢 153 巻 4 号・5 号（2003 年）93-115 頁，101-23 頁。

83) 関本照夫「文化概念の用法と効果」青木保他編『文化という課題（岩波講座文化人類学第 13 巻）』（岩波書店，1998 年）37 頁を参照（「それはこの概念と言説の機能が、事物の記述にあるのではなく、事物を価値づける視角・主張の提示にあり、つねに客観的には決着のつかぬ論争を潜在させ、多数者の同意を求めるものだからである。」）。

84) 国際法と文化との関係をめぐる言説を批判的に検討し、欧州の伝統の強調による両者の関連性の強調についても、非西欧に対する植民地支配・統制の「中立性」の装いとしての両者の非関連性の強調についても、ともに文化の本質化の危険性を見出して警鐘を鳴らす議論として、Riles, *supra* note 4.

85) 人種概念の構築に関する近時の包括的な批判的研究として、竹沢泰子編『人種概念の普遍性を問う 西洋的パラダイムを超えて』（人文書院，2005 年）を参照。

86) 言うまでもなく、国際人権法からは、国連憲章・世界人権宣言とともに、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を真先に挙げることになる。ただし、人種という区分自体を疑うことと、人種に基づいて——人種という認知を前提としながら——区別的取扱いを忌避することとの違いについては一定の留意が必要であろう。

するという構図自体、一定の行動様式や発想様式を本質化する契機を孕まざるをえないように見える。あからさまな植民地主義が西洋文明を頂点として絶対化するのとは異なり、巧妙な植民地主義が文化や文明をあえて語らぬまま中立化された装いのもとに被支配者を対極の位置に固定するもののだとしても、それを告発し、あえて「文明」を語り、「欧米中心主義」を批判するたびに、その前提に「文明」や「欧米的なるもの」を括る所作が伴わざるをえない⁸⁷⁾。

しかしながら問題は、例えば、欧州が語られ、アジアが語られる中で日常的に文化や文明、国家や民族といった種々の観念が実際に流通している現実を前に、その潔い拒絶だけではすまないことである⁸⁸⁾。領域や国境にせよ、文化や文明にせよ、世界を一定のデザインで区切り、一定の世界像を絶えず生み出す文化的営為が存在し、しかも、その中のあるデザインが既に支配的となり、現実にも力を有している状況において、その自覚と修正の契機は、別のデザインに依拠した相対化の試みに求められる。国家中心主義を相対化する市民社会、人権中心主義を相対化する責任や徳、民族中心主義を相対化するジェンダー等々、一定のデザインに対する相対化の端緒は、何らかの別個のデザインに依拠する営為にある⁸⁹⁾。ひるがえって、国際法学において、「国際的／民際的／文際的視点」という段階的

87) もちろん、地球規模での民衆あるいはエリートの意識のレベルで「欧米」の支配／「欧米」との対立という構図がリアリティを持つ限り、大沼の文際概念（ひいてはそこに含まれる文明概念）が対抗言説として戦略的有効性があることを否定するものではない。今後も国家中心主義が蔓延し、民族に対する固着が続き、文明の衝突が語られ続ける限り、その有用性は消えないように見える。しかし、「文明」観念が対抗的に援用される中で自己相対化の契機を失う——例えば、歴史的相対化の一環を越えて、アジア文明の欧米文明に対する優越性を強調する態度に至る——のであれば、いかに実感に支えられるものであったとしても（あるいは実感に支えられるがゆえに）、常に実体化の危険を伴う。この否定的なニュアンスは、既に我々が一定の距離をとることができている「人種」概念にあえて類比すると見やすい。「人種」というカテゴリー化に対して、あえて「間人種」性（inter-racial）を強調するとしたらどうか。両者は、実際のところ、論理構造のみならず、日常的なリアリティの点でも、他者の本質主義的な認知を伴う構造が相似する。

この点、特に、文化というコンセプトに「人間を一括りに分節し均質化する、抑圧的な力」を見出し、「文化がもつ抑圧的で不自由な力」という形容を行うのは、松田素二「文化／人類学——文化解体を超えて」杉島敬志編『人類学的実践の再構築』（世界思想社、2001年）124-5頁、同様の「抑圧的」作用は、「文明」概念についても留意すべきであろう。例えば、途上国の声が反映されていないという問題（大沼・前掲書（註14）29頁）に即して言えば、途上国人民の声に対する考慮を語る論者——あるいは代弁する論者——が、あえて「文明」を持ち出し、これに固執するとすれば、途上国の人間の考え方をその人々が属しているとみなされる文明という「固定観念」で代替（代理）することになりかねない。「途上国」は今日決して一枚岩ではないということと同じように、各「文明」もまた一枚岩ではない。

もっとも、以上は一般的に生じやすい実体化・本質化への危惧にすぎない。大沼の議論自体は、この危険を回避するために、「文明」自体の変化可能性を始め、安全装置を様々に設けている。大沼・前掲書（註14）特に第7章を参照。近年、大沼自身による「文際的」なる形容の英語表記が、“*intercivilizational*”から“*transcivilizational*”という実体視／固定化を避ける動態的な表記へと移行していることにも、その一端を見ることができる。

88) 人類学における「文化」概念をめぐる困難について、その概念の廃止提唱の帰趨も含め、一連の議論を批判的に検討しているものとして、松田・前掲論文（註87）参照。

89) この点、人権は「ある特定の文化がそこで暮らす人々にとって正しい人間の秩序を思い描く1つの窓」で

論理を展開する意義もまた、国際法実践と国際法学とを貫く支配的視点の相対化を導く拠点をひとつひとつ継続的に築くことにある⁹⁰⁾。このような段階的論理で追求されているのは、一定の中心に依拠しながら、他の中心に対する脱中心化を絶えず遂行する継続的営為である⁹¹⁾。

このように文化概念を徹底して非本質的に把握し、再帰的な論理を促す方法的概念と捉えれば、国際法学における様々な前提を問い直す相対化の論理のみならず、「文化」という相対化のデザイン自体を問い直す論理を導きうる。言わば、「文化」(あるいは「文明」)による相対化までもが相対化される⁹²⁾。ここで、文化概念は、絶えざる相対化を要請する動態的概念であり、一定のコンティンジェントな形式について、その偶然性が無徴性を僭称する瞬間に、これをひとつの特殊として相対化する論理を導く方法的概念である。

このような文化概念は、「文化」や「文明」といった観点からの世界描写自体を含む、固定化・本質化されたあらゆる世界像の産出を警戒し、これに抗う論理を提供する。ひるがえって、本稿における「文化としての国際法」という観点も、国際法制度を通じた現実の切り取り方が数あるスタイルの1つにとどまることを国際法学がいかにして自覚しうる

あるが、「その文化に暮らす人々がその窓を見ることはない。それを見るためには、また別の窓を通して見ている他の文化の助けを必要とする」という表現をとるのは、Panikkar, *supra* note 56, p. 78.

90) ここで述べていることは、大沼の「文明」概念に対抗言説としての有用性を十分に認めつつも、理論的には、即自的な対抗性にとどまることなく、「文明」概念自体にもまた再帰的なフィードバックがかけられるべきこと、そして、それは大沼自身の設定する「文明」概念(「文際」概念)に内在する論理であることを明示する試みにとどまる。「文明」を大沼の意図するような形で用いるためには、その複数性と相対性(相互の相対性と内部の差異に対する相対性)、変化可能性をふまえる不断の自己相対化のロジック——本稿で言うところの対自的な「文化」概念——を要する。実際、大沼が「文際の視点」を国際的視点及び民際的視点の代替的形態や最終到達点として位置づけることなく、あくまでも相互的な是正や補完的位置にあるとしていること(例えば大沼・前掲書(註14)32頁参照)も、このような再帰的論理に符合している。

91) このような(還元主義に対する)不断の自省に関連する動きとして、今日、反差別・非差別の観点から、入り組んだ現実に向き合いながら解放の道筋を模索する試みの一環にある「複合差別論」を挙げることができる。国籍、人種、民族、ジェンダー、宗教、階級・階層、「障害」の有無など様々に交錯する「区別」の継続的な相対化を要請するその論理は、国家で区切る支配的世界像をふまえつつも様々に相対化していくべき国際法学——むろん差別問題と直接に向き合う国際人権法学——の営為に響きうる。そこでは、文化・文明にせよ、民族にせよ、階級にせよ、ジェンダーにせよ、常に依拠しうる特権的な中心はない。同時にまた、いずれの中心も、それが固定化され、本質化され、絶対化される瞬間には、他の中心に依拠しながら再帰的に相対化されるべき対象である。「複合差別」の概念については、上野千鶴子『差異の政治学』(岩波書店、2002年)第9章、熊本理抄「複合差別・間接差別」江橋崇・山崎公士編著『人権政策学のすすめ』(学陽書房、2003年)特に56-62頁を参照。

92) そもそも「文化」とは何ものかの名前ではなく、文化という語をもちいて書き語ることで何らかの効果が達成される「レトリカルな工夫の道具である」(関本・前掲論文(註83)21頁)という根底的な把握を前提とすれば、理論的営為の前提として文化概念に対する反省が避けられないとも言える。大沼が「文化」という用語法を避け、あえて「文明」という用語法をとることは、例えば「文化」の局所性を「文明」の広域性・長期性によって相対化しうる利点を認めうる(「文化」との違いを説明する大沼・前掲書(註14)28、334-5頁等を参照)。本稿の用語法からすれば、そのような「文明」概念による「文化」の相対化にもまた、非本質的・再帰的に把握された文化概念の再帰的な論理を見出すことができる。

か、その再帰的な相対化の課題だけに焦点を合わせ、しばし依拠されているにすぎない⁹³⁾。ここまで来れば既に明らかであろう。このような相対化の手法も、数あるスタイルの1つにすぎず、そこにとどまり続けることはできない。国際法学の実践に他ならぬ本論文自身に対しても、何らの例外とすることなく再帰的な文化概念を適用すること。

93) 念のため付言すれば、ここで「文化としての国際法」について、そのように名づけられる、ある一枚岩の実体の存在を主張しているのでもなければ、単一の「グローバル法文化」といったものを指定しているわけでもない。この点、ときに言及される「国際法文化」について、既に引いたT・フランクの用法（前掲・註27）とコスケニエミの用法（前掲・註60）とを対比されたい。本稿の前提は、たとえ「国際法文化」や「グローバル法文化」といったものが観念されるとしても、国際法観念と同様、その構築は、諸々のアクターによって多面的な形をとり、分裂・抗争を伴うもので、もしそれが一元的な主張の形をとる際には非対称的な支配・被支配や寡占・独占を警戒せざるをえないということである。See, e.g., Koch, C. H., "Envisioning a Global Legal Culture", *Michigan Journal of International Law*, vol. 25 (2003), pp. 1-76. (「グローバル法文化」の出現について、主に欧州と米国の比較を行う。) なお、近時（欧米の）国際法学において国際法（観念）の一元性を見直す動きがあるが、そこで想定されている「多元性」が米国の一極支配との対抗関係においてもばら欧州と米国との差異を論じること（とりわけ欧州の「伝統」の強調）に帰着する場合が見られることは、（欧米の学者が当事者として相互に相違を議論しあうこと自体は当然ありうるとしても）国際法学総体を理論的に把握する場合には留意すべき傾向である。See, e.g., Wolfrum, R., "American-European Dialogue: Different Perceptions of International Law-Introduction", *ZaôRV*, vol. 64 (2004), pp. 255-62. 国際的な法多元主義に関する近時の研究の一例としては、Perez, O., "Normative Creativity and Global Legal Pluralism: Reflections on the Democratic Critique of Transnational Law", *Indiana Journal of Global Legal Studies*, vol. 10-2 (2003), pp. 25-64. 国際法観念に関わる多元性について、齋藤・前掲論文（註58）。「グローバル文化」一般の問題性については、See, Wallerstein, I., "Culture as the Ideological Battleground of the Modern World-System", Featherstone, M. (ed.), *Global Culture: Nationalism, Globalization and Modernity*, Sage Pub., 1990, pp. 31-55.